

第三期日進市 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



《案》

令和7年 月
日進市

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画の新たな視点	6
(1) 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加	6
(2) こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加	6
(3) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	6
5 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	7
6 計画策定体制	8
(1) 子育て支援に関するアンケートの実施	8
(2) 子ども及び関係団体からの意見聴取	8
(3) 「日進市子ども施策推進委員会」での審議	8
(4) パブリックコメントの実施	8
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	11
1 本市の人口動態等の現状	11
(1) 人口の推移	11
(2) 子どもの人口の推移	12
(3) 子育て世帯等の状況	13
(4) 女性の労働力と男女の未婚の状況	14
(5) 出生の動向	16
2 子ども子育てに関するアンケート結果の概要	17
(1) 調査の目的	17
(2) 調査概要	17
(3) 調査結果	17
3 子どもへのアンケート結果の概要	24
(1) 居場所について	24
(2) 将来について	25
4 子育て支援団体へのヒアリング	25
5 本市の子ども・子育てを取り巻く課題	26

第3章 計画の基本的な考え方	29
1 計画の基本理念	29
2 基本目標	30
3 施策の体系図	32
第4章 施策の展開	35
基本目標1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり	35
基本目標2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり	40
基本目標3 安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり	44
基本目標4 子どもの学びと育ちを親と共に促すまちづくり	48
基本目標5 すべての子どもの心と身体の健全な発達を支援する仕組みづくり	55
基本目標6 子どもが輝く未来の実現に向けた仕組みづくり	61
◆ 「子どもの貧困」の解消に向けた取組	66
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	69
1 教育・保育事業等の提供区域	69
2 将来の子ども人口の見通し	70
3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の状況	71
(1) 幼稚園、保育所、認定こども園の事業	71
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況	74
(1) 利用者支援事業	74
(2) 地域子育て支援拠点事業	75
(3) 一時預かり事業	76
(4) 時間外保育事業（延長保育事業）	78
(5) 病児・病後児保育事業	79
(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	80
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	91
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	92
(9) 妊婦健康診査事業	93
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	94
(11) 養育支援訪問事業	95
(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	96
(13) 子育て世帯訪問支援事業	97
(14) 児童育成支援拠点事業	98

(15) 親子関係形成支援事業	99
(16) 妊婦等包括相談支援事業	100
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	101
(18) 産後ケア事業	102
5 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保	103
6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保	103
第6章 計画の推進・評価体制	107
1 計画の推進体制	107
2 計画の公表及び周知	107
3 計画の評価と進行管理	107
資 料 編	111
1 日進市未来をつくる子ども条例	111

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

日本の少子化は1990年代に問題視されて以降、国は様々な少子化対策に取り組んできました。しかしながら、少子化の流れは留まることなく、加えて、子育て家庭の孤立、保育所待機児童問題などの子育てに関わる社会的課題が顕在化してきました。

このような、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

日進市（以下、「本市」という。）においても、子ども・子育て支援法に基づいて「子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に第一期、令和2年3月に第二期を策定し、子育て施策の推進を図ってきました。

その後、国では、令和2年の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う重層的支援体制整備事業が創設されました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立（令和5年4月施行）、少子高齢化の加速、子供の貧困、いじめや虐待、子育ての負担など幅広いこどもの問題を一元化して対応することを目的に令和5年4月1日にこども家庭庁が創設されました。

令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立しました。

この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることになりました（令和10年度までに段階的に導入）。

このような背景の中、本市では、令和6年度に「第二期日進市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了を迎えることから、「第三期日進市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の充実に取り組んでいきます。

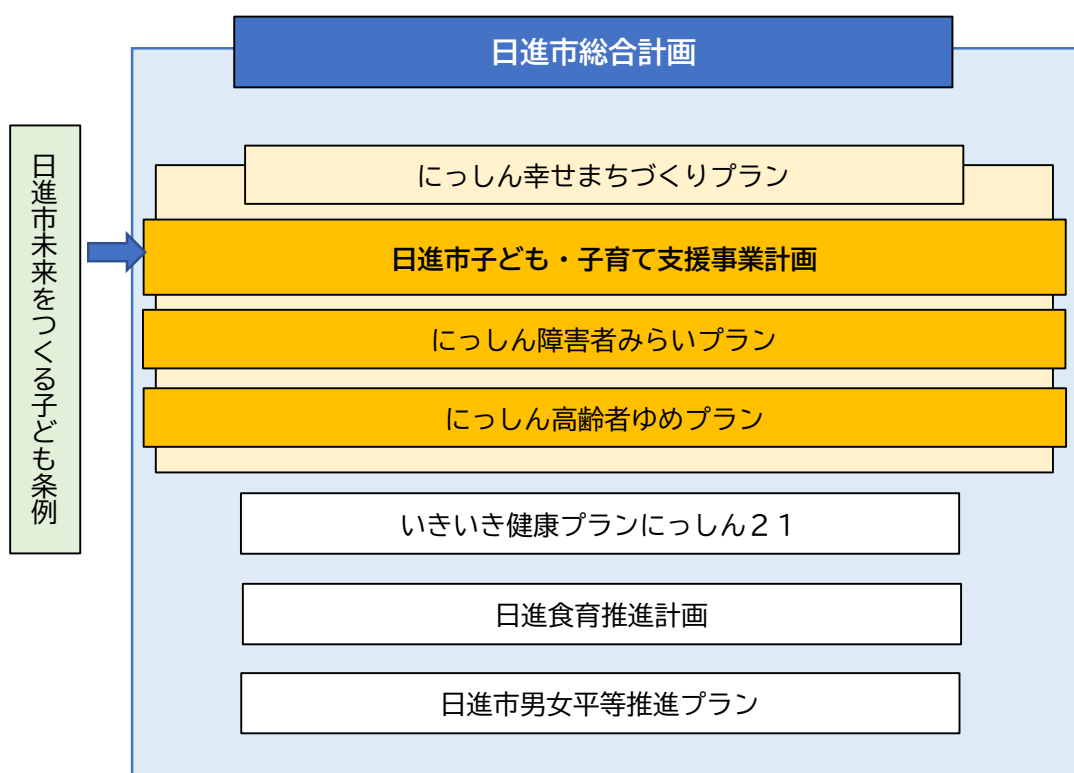
2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、これまで本市が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえた計画として策定するほか、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」で策定が努力義務とされている「子どもの貧困対策についての計画」としても位置づけることとし、子どもの貧困対策等を含む子ども・子育て支援にかかる様々な分野の施策を総合的・一体的に進めます。

そのため、本計画は、上位計画である「日進市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野別計画として位置づけるとともに、関連計画である「にっしん幸せまちづくりプラン」「日進市教育振興基本計画」「にっしん障害者みらいプラン」「いきいき健康プランにっしん21」「日進市食育推進計画」「日進市男女平等推進プラン」等との連携・整合を図ります。

■ 他計画との連携



3 計画期間

本計画の期間は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年度において計画の見直しを検討します。

■ 計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第二期子ども・子育て支援事業計画									
		●			第三期子ども・子育て支援事業計画				
		●					●		
		中間 見直し					中間 見直し		

4 計画の新たな視点

(1) 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下、「改正児童福祉法」という。)において、子育て世帯に対する包括的な支援のため、支援を要する児童や子育て世帯等に対して訪問支援等を行う家庭支援の事業の創設・支援内容の拡充を行い、併せて市町村がその利用勧奨や措置を必要に応じて行うこととなりました。

また、新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み(事業需要量)を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等が規定されました。

《新規3事業》

- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業

(2) こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

改正児童福祉法において、市区町村は、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)において地域子育て相談機関の整備に努めることとされました。

- ①市町村はこども家庭センターの設置及び地域子育て相談機関の整備に努めることを規定する。
- ②こども家庭センターを中心とした、地域子育て相談機関を始めとする関係機関の連携について規定する。
- ③こども家庭センターでは、必要な場合にサポートプランを作成するなどして、家庭支援事業等の適切な支援につなげることを規定する。

(3) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号。)において、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業が創設され、これら2事業及び産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

5 S D G s（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

S D G s（エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

S D G sでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、17の国際目標と169のターゲット（指標）が掲げられています。

17の国際目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。そのため、本市では各計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてS D G sを意識して取り組むこととしています。また、S D G sの「誰一人取り残さない」という考えは、『にっしん、いいね！輝く子ども あふれる笑顔 支えあい、育ち合うまち』を基本理念とする日進市子ども・子育て支援事業計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。そのため、本計画に掲げる施策を推進するにあたってはS D G sの目標を意識して取り組み、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。



6 計画策定体制

(1) 子育て支援に関するアンケートの実施

すべての子どもや子育て家庭が健やかに成長することができる社会の実現を目指すため、小学校就学前児童の保護者や小学校1年生から3年生までの保護者に対して、本市の現状や今後の子ども・子育て支援における課題の整理を目的としたアンケートを実施しました。

(2) 子ども及び関係団体からの意見聴取

市内の小学校・中学校・高校へ通う児童・生徒を対象に「WEBアンケート」を実施し、居場所や将来に関する意見を聞きました。また、子育て支援者の声を聞くための「ヒアリング」調査を実施しました。

(3) 「日進市子ども施策推進委員会」での審議

幅広い知見をもとに本計画の総合的な検討を進めるため、学識経験者や児童福祉・教育関係者、公募市民等からなる「日進市子ども施策推進委員会」において、計画関連事項について審議を行い、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く市民から意見を募りました。

第2章

子ども・子育てを
取り巻く現状と課題

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

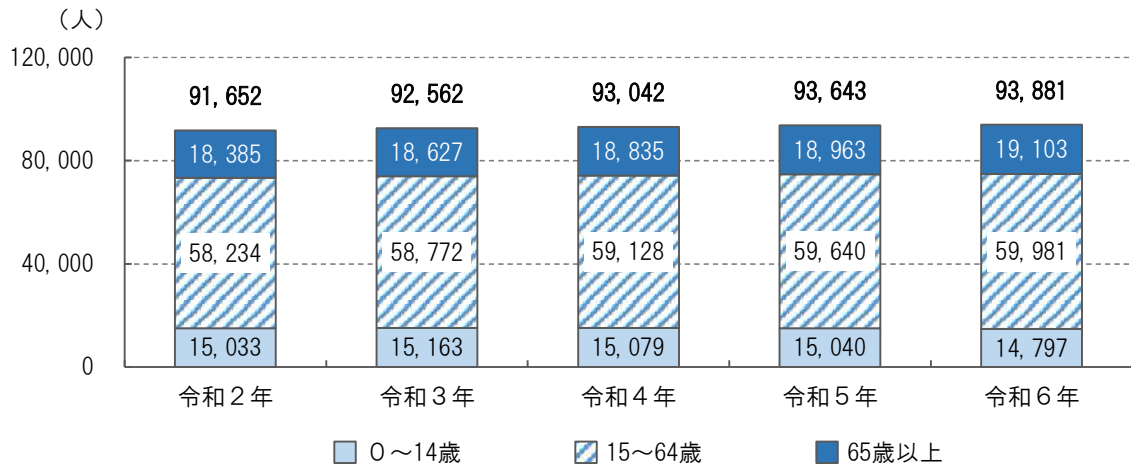
1 本市の人口動態等の現状

(1) 人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は毎年増加しており、令和6年は93,881人となっています。

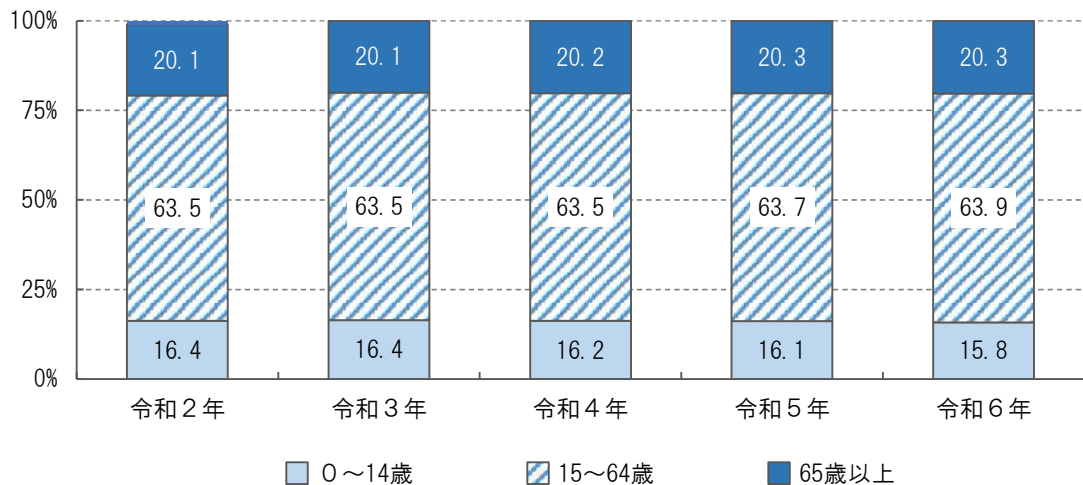
また、年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）は令和3年をピークにその後は減少に転じていますが、15～64歳（生産年齢人口）及び65歳以上（老年人口）は増加しています。

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢3区分別人口構成割合の推移

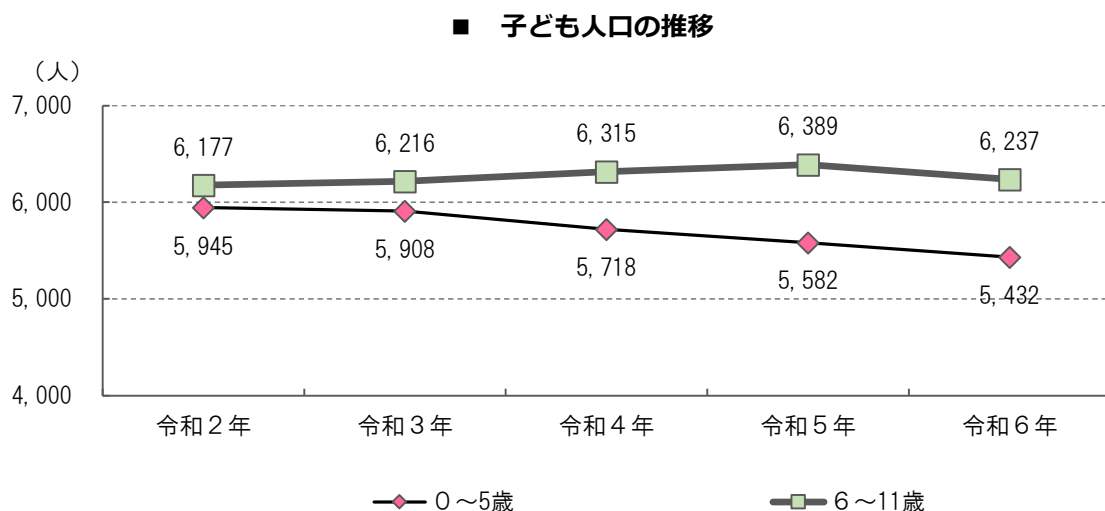


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 子どもの人口の推移

子どもの人口の推移をみると、0～11歳の人口は令和4年以降減少にあり、令和6年は11,669人となっています。

特に、0～5歳人口の減少が大きく、令和2年から令和6年の4年間で、513人(8.6%)減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢別子ども人口の推移

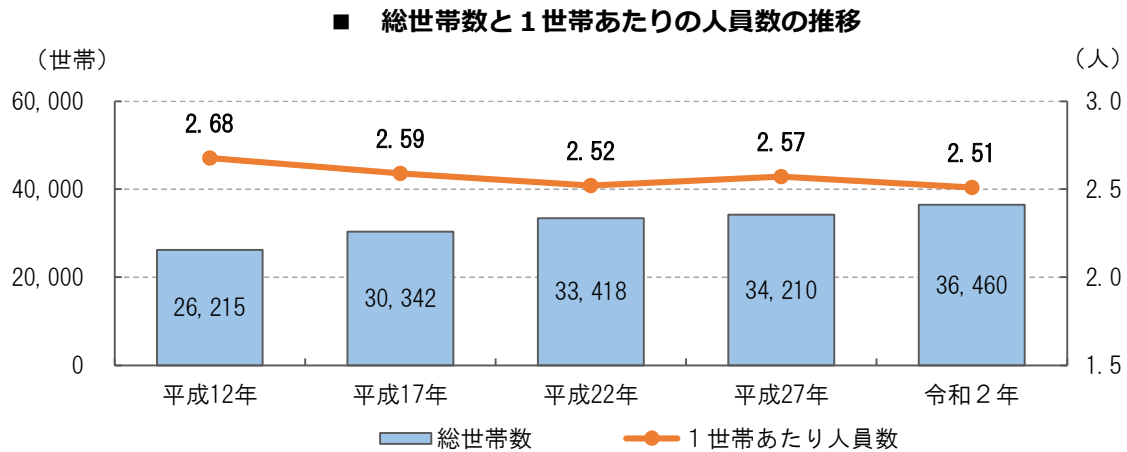
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	12,122	12,124	12,033	11,971	11,669
0歳	840	900	857	856	796
1歳	1,000	858	948	900	881
2歳	949	1,030	857	944	905
3歳	1,045	970	1,036	881	946
4歳	1,093	1,042	972	1,033	875
5歳	1,018	1,108	1,048	968	1,029
0～5歳	5,945	5,908	5,718	5,582	5,432
6歳	988	1,027	1,101	1,061	979
7歳	1,032	1,008	1,025	1,121	1,057
8歳	1,116	1,042	1,000	1,023	1,124
9歳	1,017	1,129	1,043	1,004	1,025
10歳	982	1,022	1,128	1,051	1,005
11歳	1,042	988	1,018	1,129	1,047
6～11歳	6,177	6,216	6,315	6,389	6,237

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

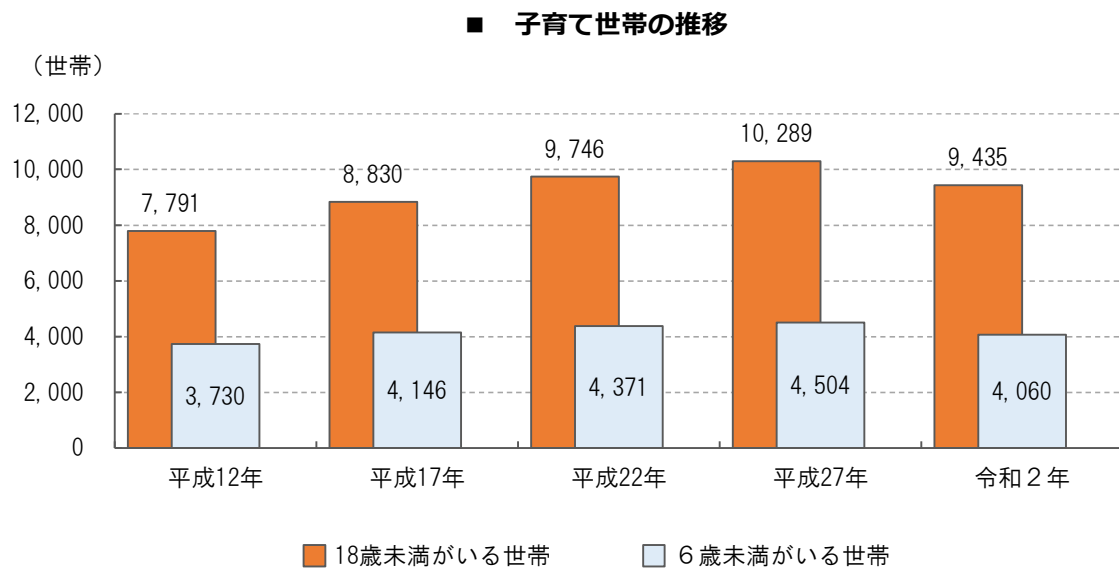
(3) 子育て世帯等の状況

本市の総世帯数は年々増加していますが、1世帯あたりの人員数は平成17年以降概ね横ばいの2.5人台で推移しています。

また、子育て世帯の推移をみると、6歳未満がいる世帯及び18歳未満がいる世帯ともに平成27年までは増加していましたが、その後は減少しています。

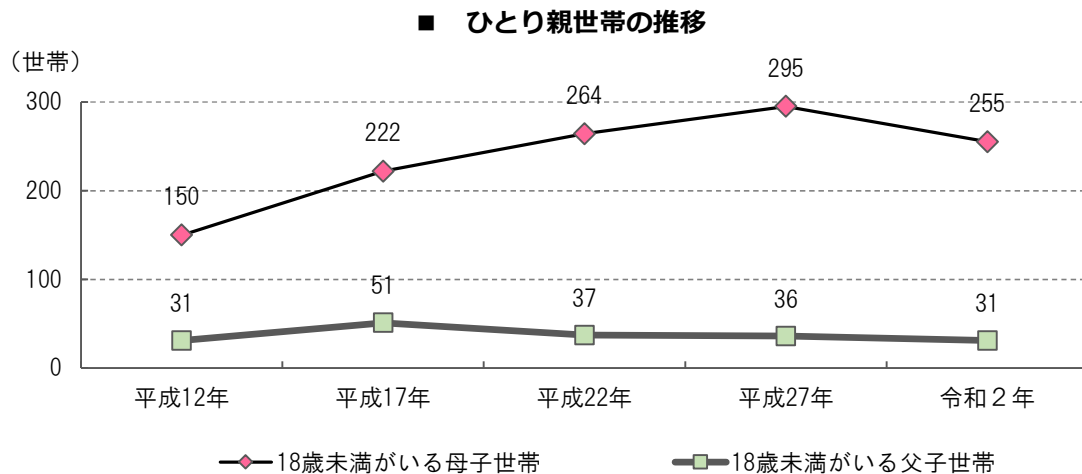


資料：国勢調査



資料：国勢調査

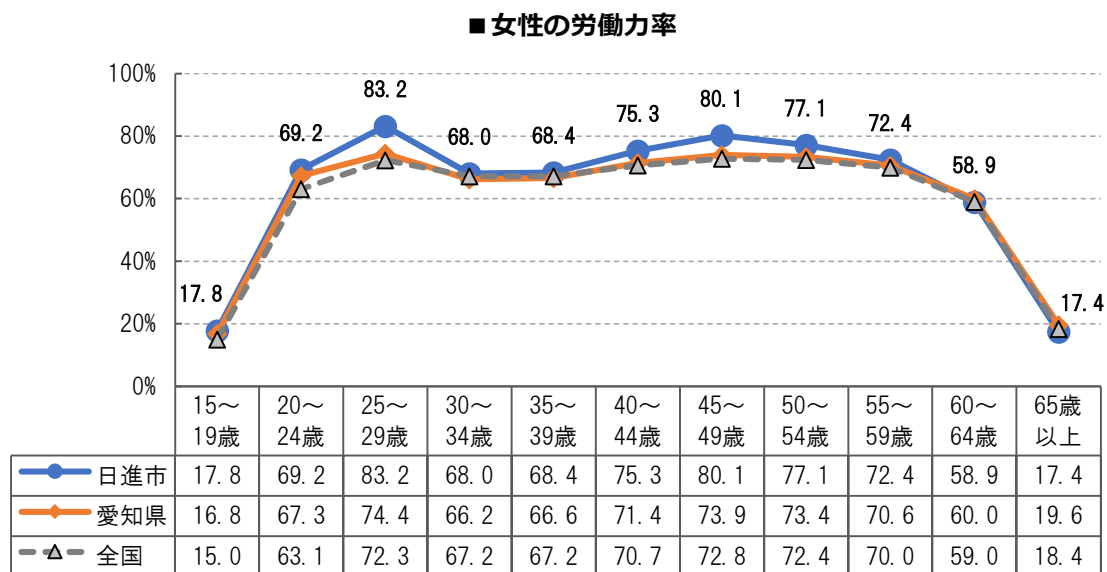
18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、母子世帯では平成27年にかけて増加していましたが、令和2年では減少しています。父子世帯は平成17年を除いて、30世帯台で推移しています。



資料：国勢調査

(4) 女性の労働力と男女の未婚の状況

女性の年齢別労働力率をみると、25～29歳と45～49歳をダブルピークとするM字カーブを描いています。近年では、20代から60代の労働力率は上昇しており、M字カーブが緩やかになる傾向がありますが、本市は全国・愛知県に比べ25～29歳と45～49歳の労働力率が高くなっています。

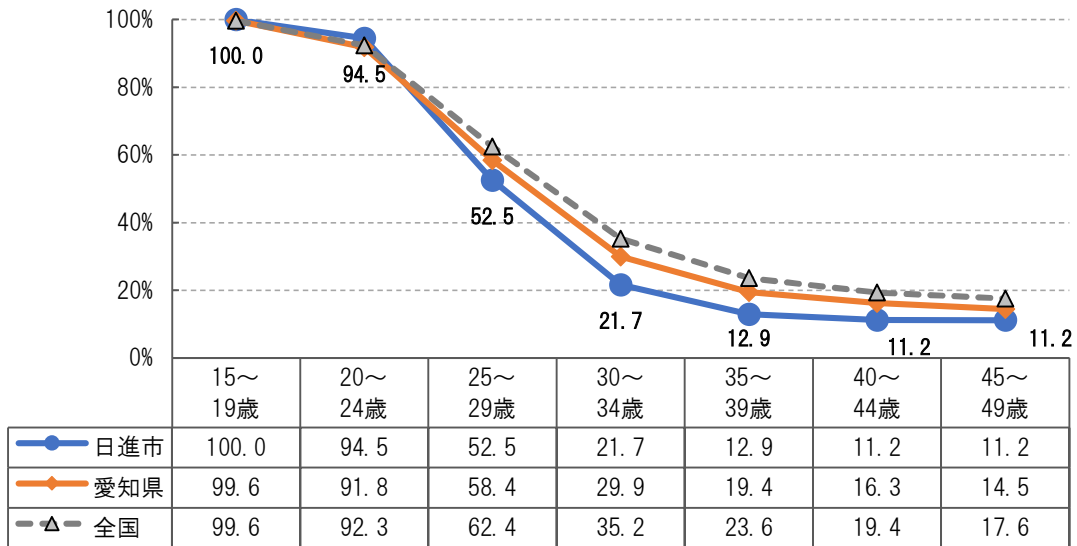


資料：国勢調査（令和2年）

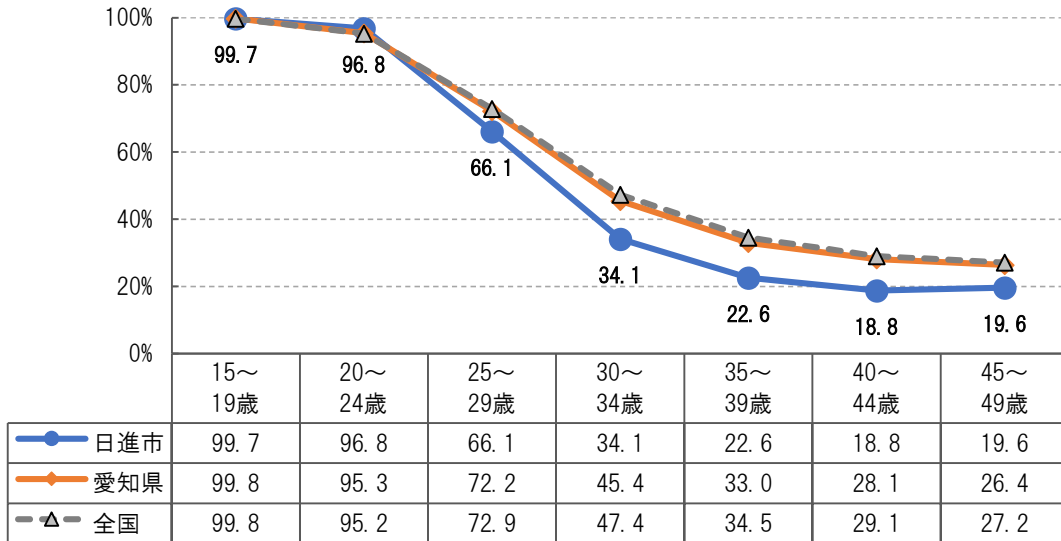
※労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合

本市の未婚率をみると、女性・男性ともに25歳以降では全国や愛知県よりも低くなっています。

■女性の未婚率



■男性の未婚率



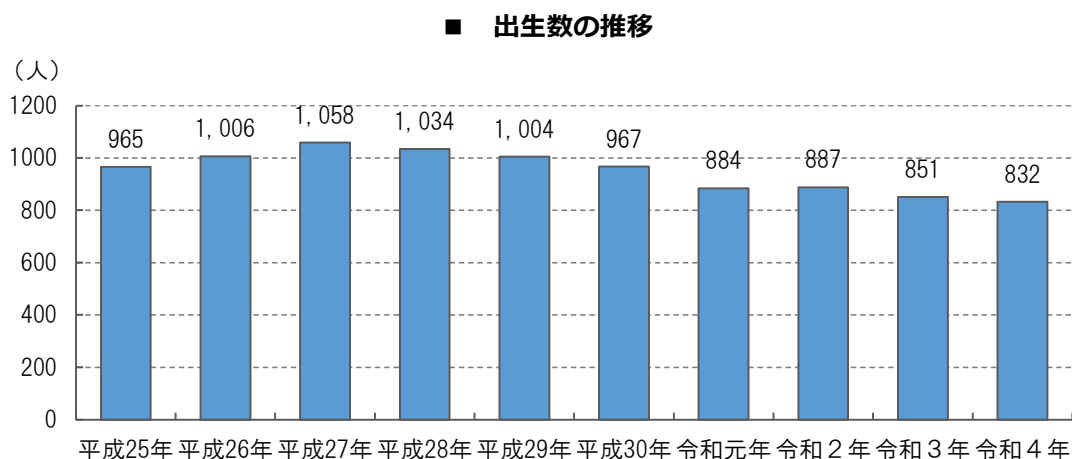
資料：国勢調査（令和2年）

※未婚率：配偶関係不詳を除く各年齢人口に占める未婚者の割合

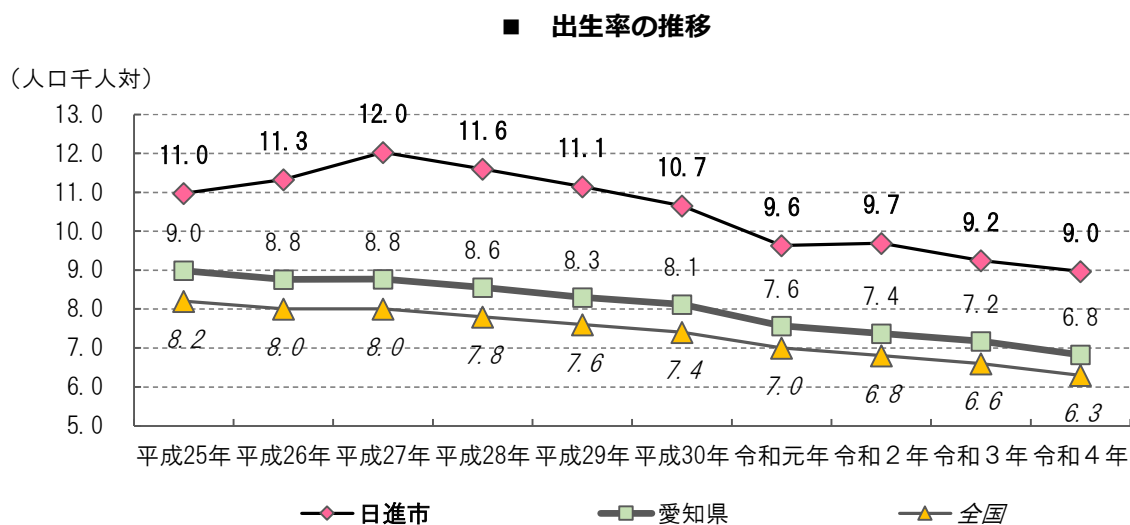
(5) 出生の動向

出生数の推移をみると、出生数は平成27年をピークに減少しており、平成30年には1,000人を割り、令和4年は832人となっています。

また、本市の出生率は、平成28年以降減少しているものの、全国と愛知県の数値を上回っています。



資料：愛知県衛生年報



資料：愛知県衛生年報

2 子ども子育てに関するアンケート結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、保育や子育て支援サービスなどのニーズ量の把握とともに、子育て世帯の就労実態や要望などを把握し、計画策定の基礎資料としていくことを目的として実施しました。

(2) 調査概要

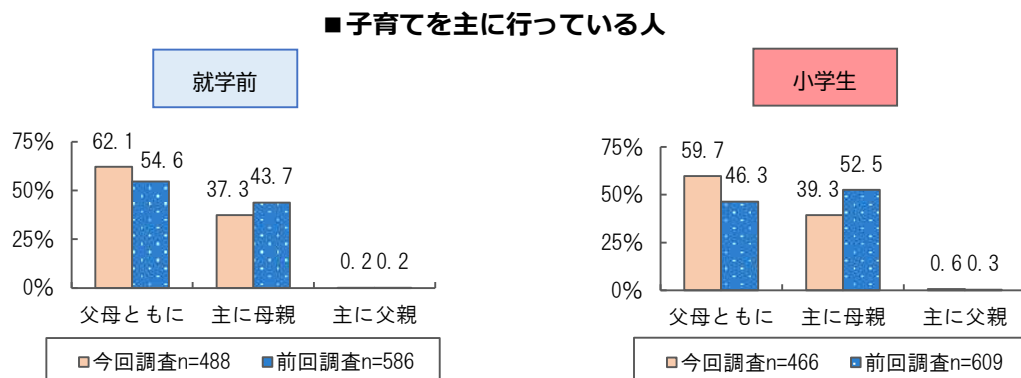
調査対象	①市内在住の未就学児童の保護者（就学前児童調査） ②市内在住の小学1年生～3年生の保護者（小学校低学年調査）
調査期間	令和6年2月
調査方法	郵送配付・郵送回収及びWEB回答
配布数	①1,000通 ②1,000通
有効回答数	①488通 ②466通
有効回答率	①48.8% ②46.6%

(3) 調査結果

① 子育て家庭の状況

子育て（教育を含む）を主に行っているのは、就学前・小学生ともに「父母ともに」（62.1%・59.7%）が最も高くなっています。

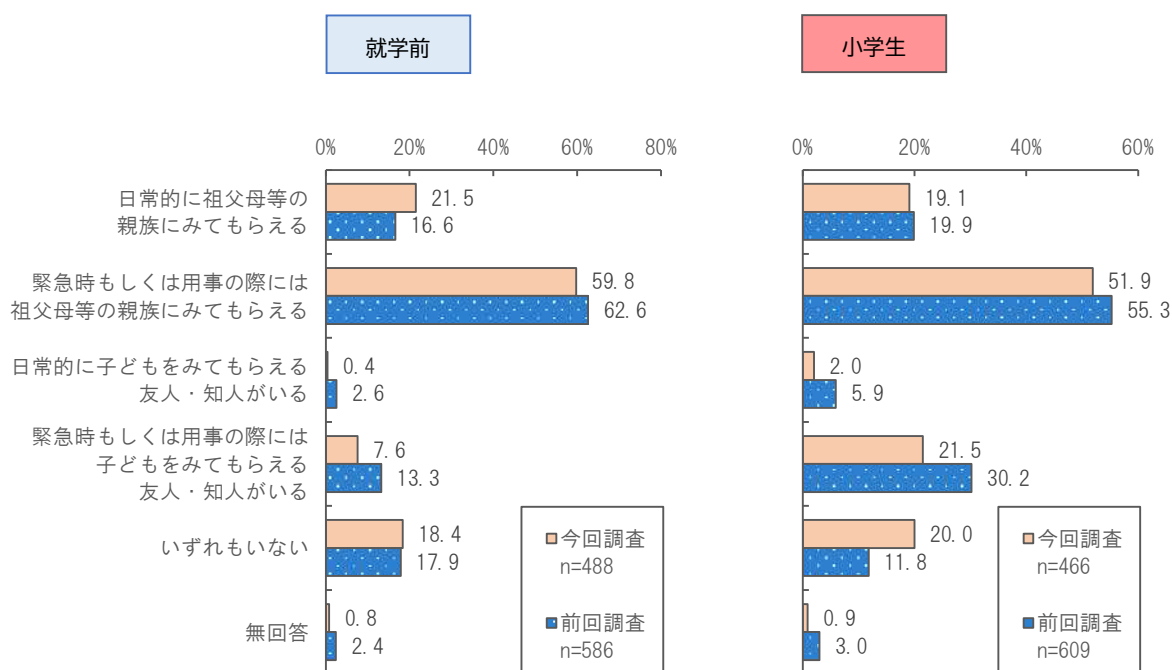
前回調査と比較すると、就学前・小学生ともに「主に母親」が大きく減少し、「父母ともに」が増加しています。



子育てを手助けしてくれる親族・知人などの状況は、就学前・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(59.8%・51.9%)が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は就学前・小学生ともに5ポイント以上減少しています。また、小学生では「いずれもない」が9.0ポイント増加し、2割を超えています。

■子育てを手助けしてくれる親族・知人などの状況

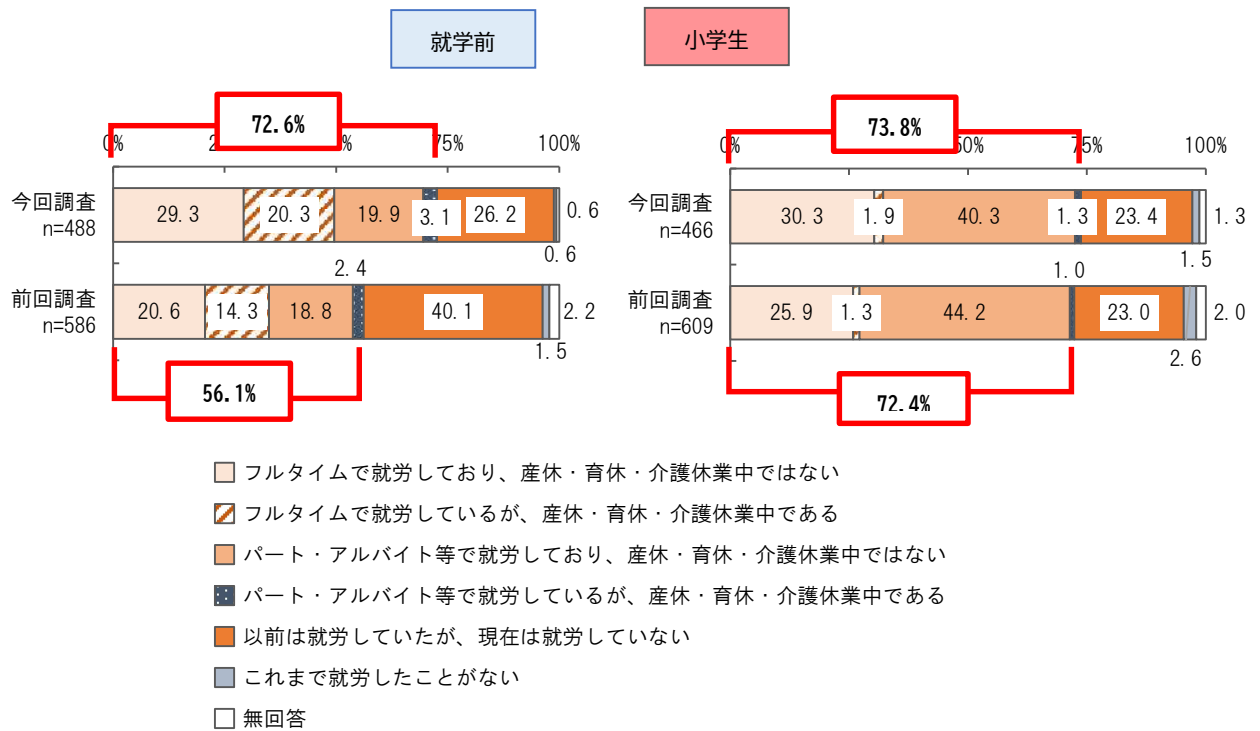


② 保護者の就労状況

就労している母親は、就学前では72.6%、小学生では73.8%となっています。

前回調査より就労している母親は、就学前では16.5ポイント増加、小学生では就労割合に大きな増加はないが、フルタイムが5.0ポイント増加しています。

■ 母親の就労状況



③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

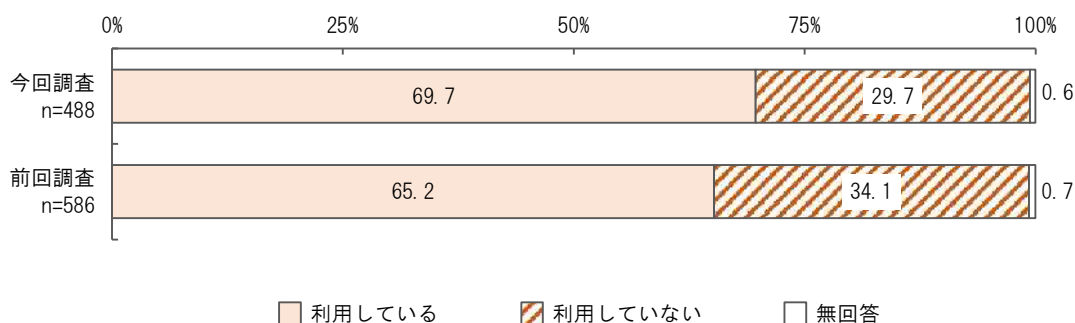
幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の事業の利用は69.7%、前回調査より4.5ポイント増加しています。

利用事業は、「認可保育所」が47.4%、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が28.8%、「認定こども園」が10.9%となり、前回調査より「認可保育所」「認定こども園」「小規模な保育施設」の利用が増加しています。

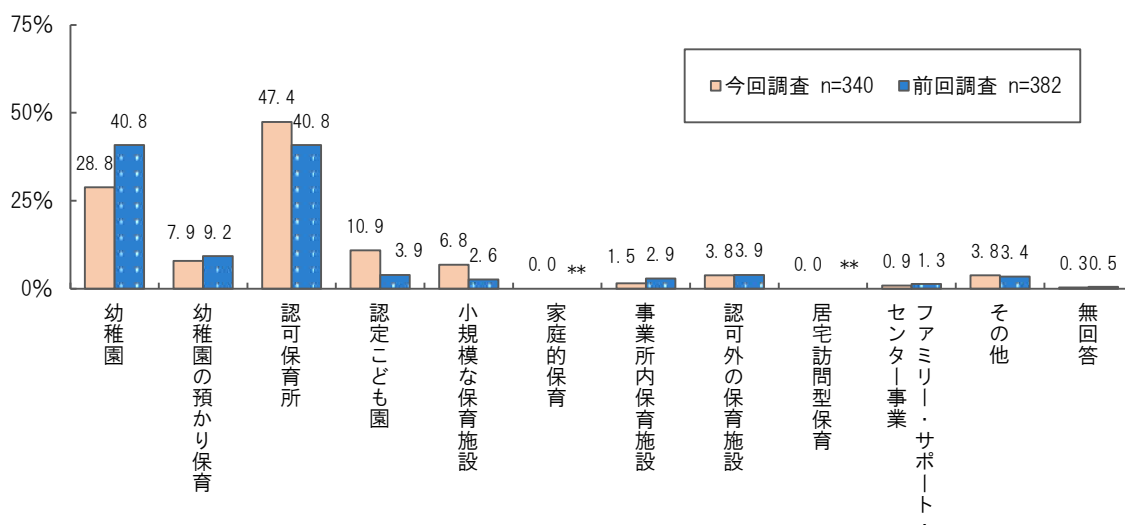
幼稚園や保育所などを利用していない理由のうち、「利用したいが、保育・教育の定員に空きがない」は13.1%となり、前回調査より2.1ポイント増加しています。また、「利用する必要がない」は前回調査より大幅に減少しています。

現在の利用状況にかかわらず、利用したい事業は「認可保育所」が65.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が52.9%、「認定こども園」が41.2%となっています。「認可保育所」「認定こども園」は前回調査より10ポイント以上増加しています。

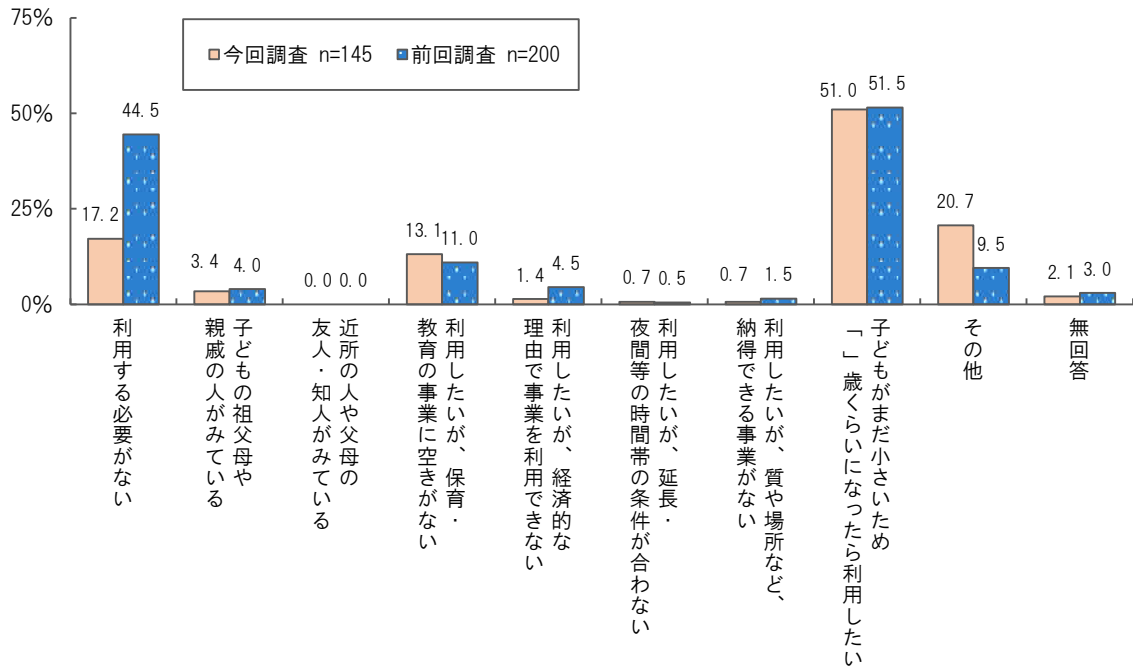
■ 定期的な教育・保育の事業の利用の有無



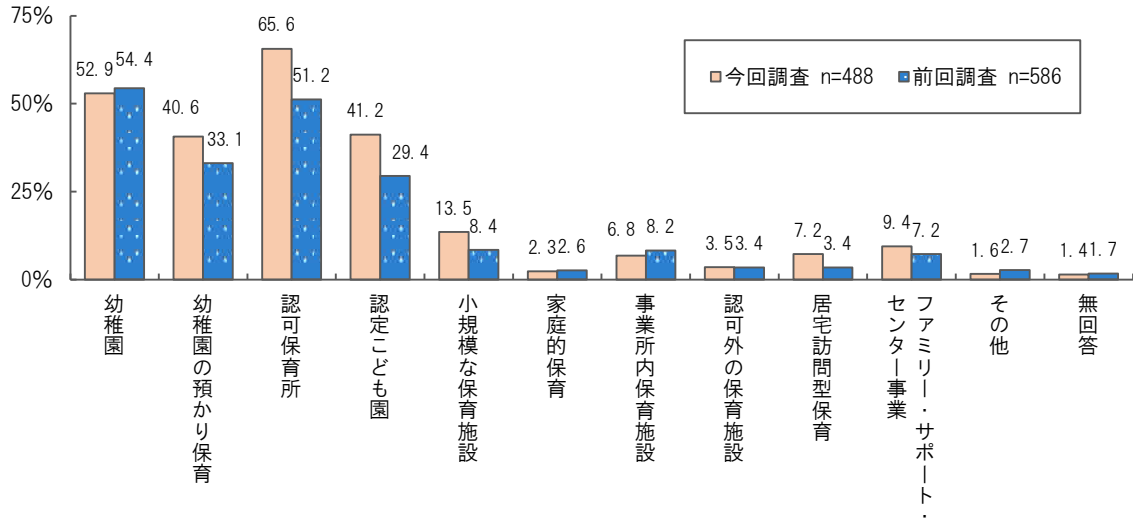
■ 平日に定期的に利用している教育・保育の事業



■ 幼稚園や保育所などを利用していない理由



■ 利用を希望する教育・保育の事業



④ 放課後の過ごし方

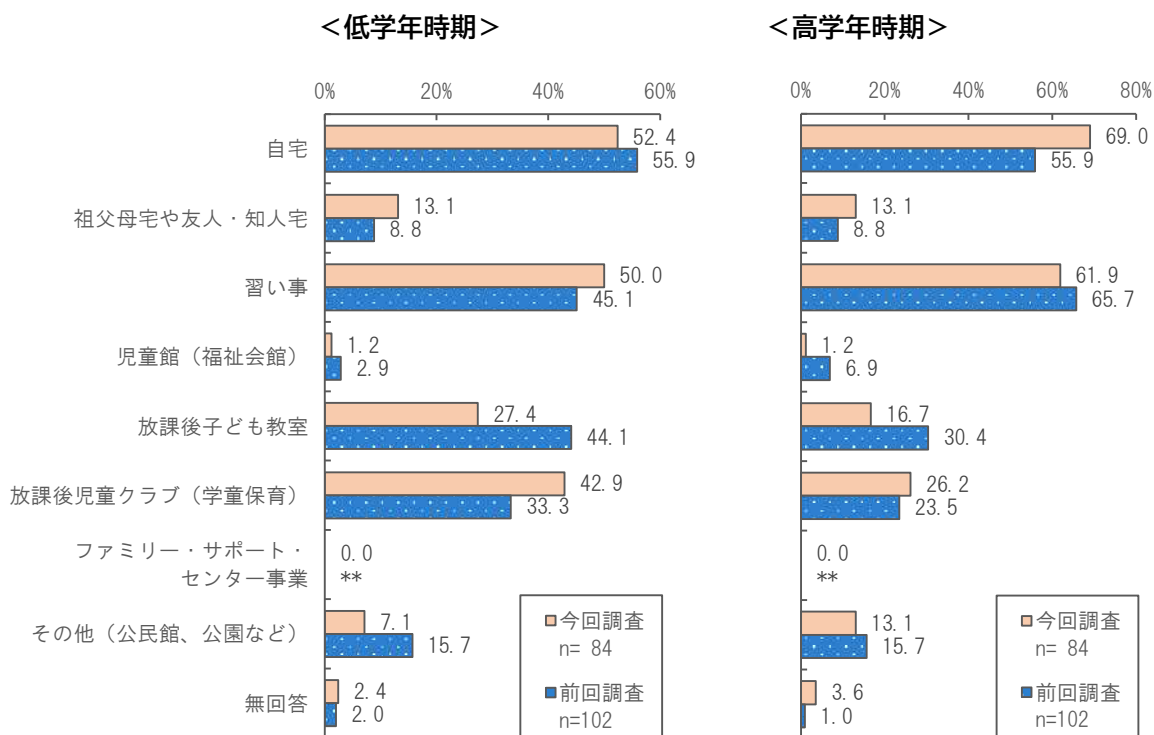
就学前児童が、小学校の低学年時期に希望する放課後の過ごし方をみると、「自宅」が52.4%と最も高く、次いで「習い事」が50.0%となっています。

また、「放課後児童クラブ（学童保育）」は42.9%と前回調査より9.6ポイント増加し、「放課後子ども教室」は27.4%となり、前回調査より16.7ポイント減少しています。

就学前児童が、小学校の高学年時期に希望する放課後の過ごし方をみると、「自宅」が69.0%と最も高く、次いで「習い事」が61.9%となっています。

また、「放課後児童クラブ（学童保育）」は26.2%となり、低学年時期に比べ16.7ポイント低くなっています。「放課後子ども教室」は16.7%となり、低学年時期に比べ10.7ポイント低くなっています。

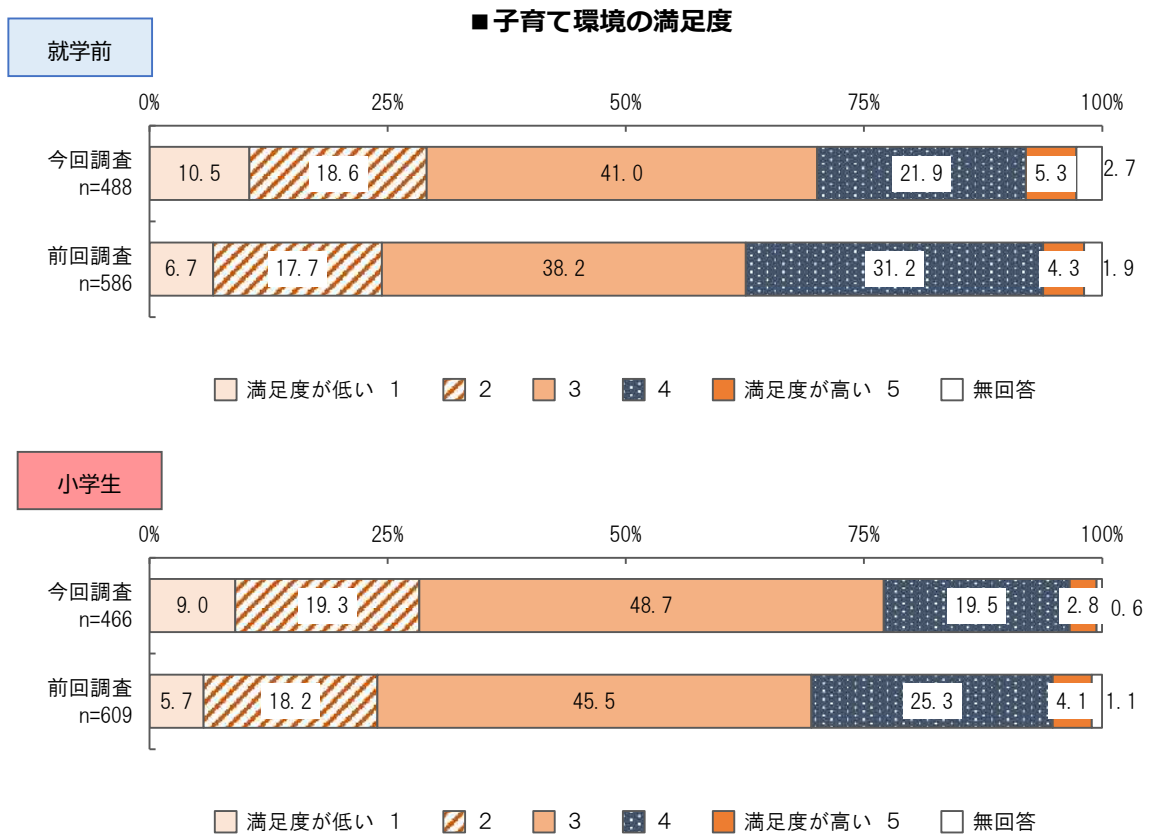
■放課後の過ごし方の希望（就学前児童）



⑤ 本市の子育て環境の満足度

本市における子育て環境や支援への満足度は、就学前・小学生ともに「3（1が低い・5が高い）」（41.0%・48.7%）が最も高くなっています。

満足度「4以上（高い）」は就学前では27.2%、小学生では22.3%となり、前回調査より就学前では8.3ポイント、小学生では7.1ポイント減少しています。

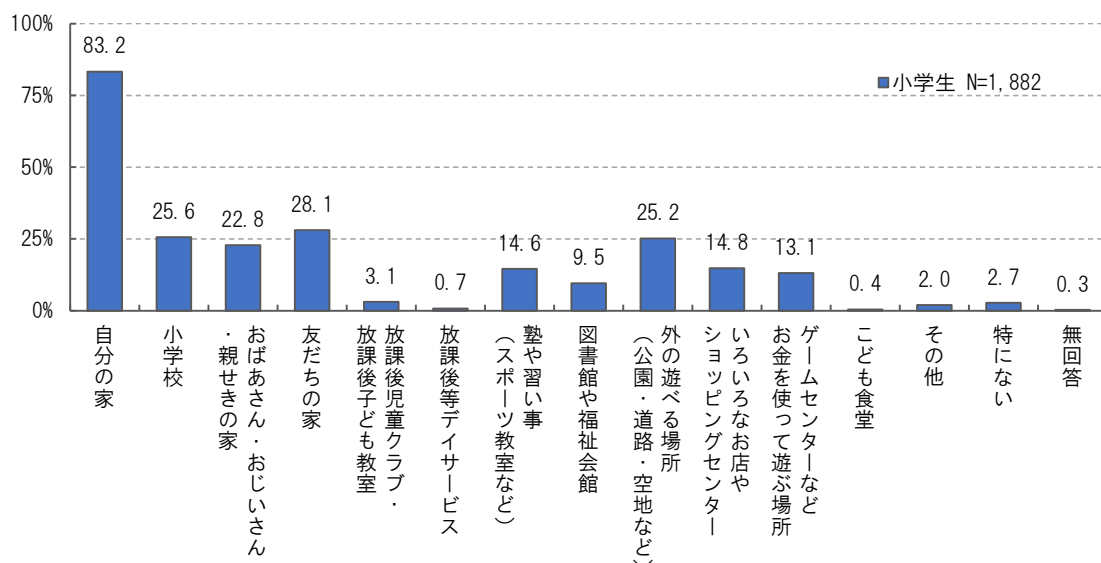


3 子どもへのアンケート結果の概要

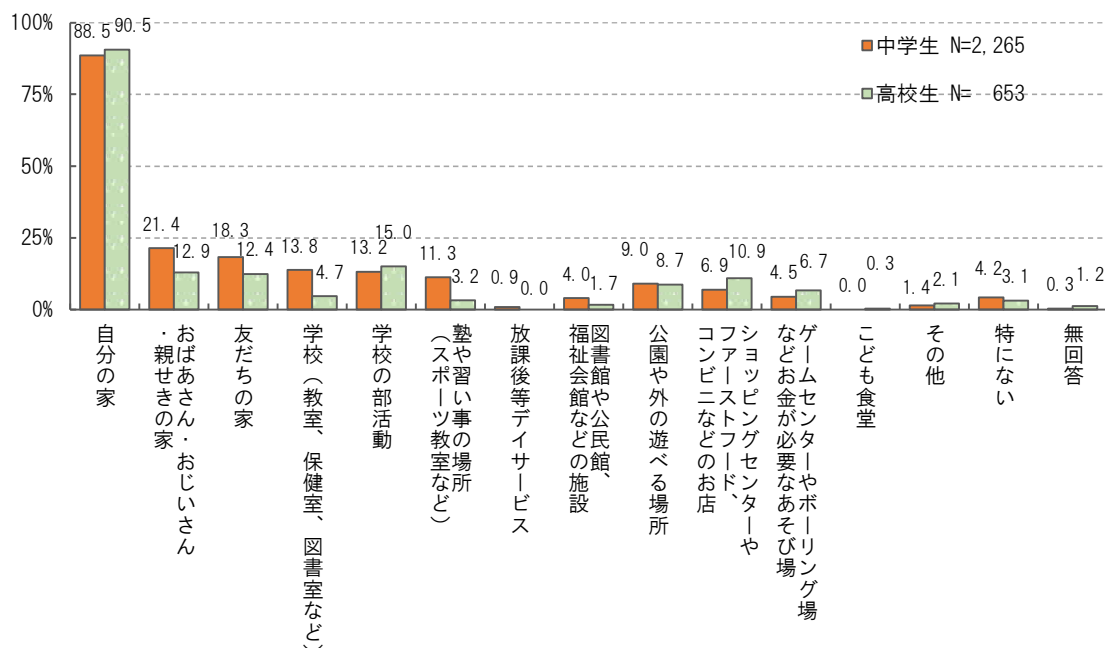
市内の小学校・中学校・高校へ通う児童・生徒を対象に、ふだんの生活や将来のことについて、思っていることを聞き、本計画の基礎資料としました。

(1) 居場所について

あなたが好きな場所は、どこですか。(小学生)

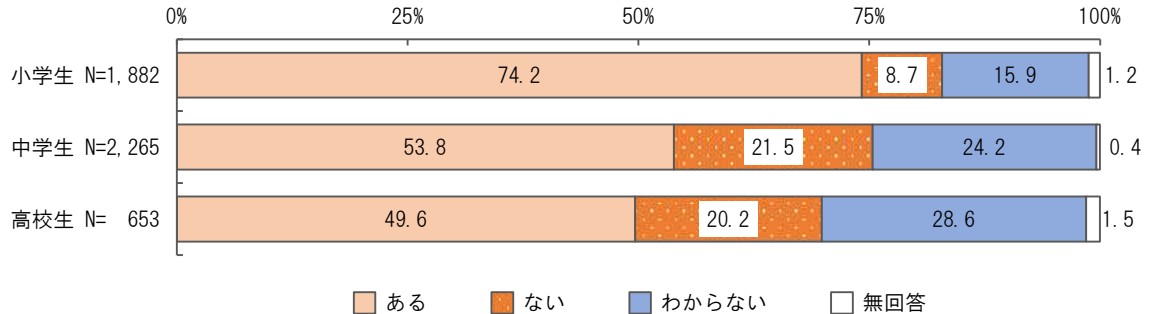


あなたにとって「ここにいたい」と感じる(ホッとできる・安心できる)場所は、どこですか。(中学生・高校生)

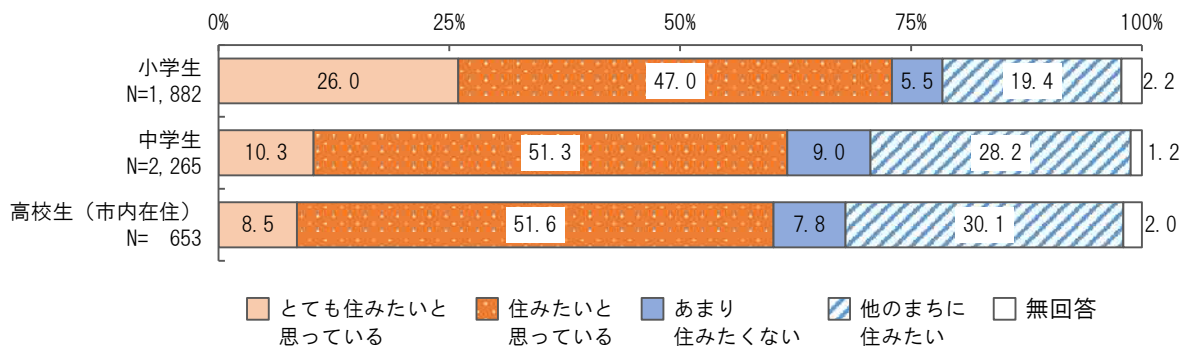


(2) 将来について

将来の夢がありますか。(小学生・中学生・高校生)



大人になってからも日進市に住みたいと思いますか。(小学生・中学生・高校生)



4 子ども支援団体へのヒアリング

本計画の策定にあたり、近年の子ども及び子育て家庭の変化や現状を把握することを目的に、日頃から子育て家庭に接し、子育てを支えている団体からヒアリングを行いました。

対象者・調査方法	児童クラブ、子育て総合支援センター、児童発達支援センター、認定こども園、保育園、子育て支援センター等の事業者（7団体） アンケート形式
実施期間	令和6年11月
ヒアリング内容	▶子どもに関して ▶子育て家庭の変化に関して ▶支援に関する困難なことなど ▶子どもや子育て家庭に接する際に大切にしていること ▶子どもや子育て世代に必要な支援に関して ▶課題等 ▶関係機関の連携に関して ▶市からの支援に関して

5 本市の子ども・子育てを取り巻く課題

本市の子ども・子育て環境を取り巻く現状と子ども・子育て施策に対する市民からのアンケート等を踏まえ、次の内容を本市の課題と捉え、施策の展開を図っていきます。

●子育て環境について

- ▶ 就労する母親が増加傾向にあることから、子育てと仕事の両立を支援するため、保育サービスや放課後児童クラブの提供体制の確保に努める必要があります。
- ▶ フルタイムで働く母親が増加しており、0～2歳の低年齢での保育利用希望も増えています。多様化する保育ニーズに応えるため、保育施設の整備や充実、質の向上に向けた支援が必要です。
- ▶ 多くの家庭では、子どもをみてもらえる親族・知人がいるものの、子育て家庭を取り巻く環境の多様化により、ストレスや孤立感を感じる家庭が増加していることから、支援が必要な家庭の把握を行うとともに、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、切れ目ない支援を行う体制の充実が必要です。

●子どもの居場所づくりについて

- ▶ 小学生・中学生・高校生ともに「ここにいたい」と感じる（ホッとできる・安心できる）場所は、大半が自分の家としていますが、そのような場所が特にないと回答している子どももいることから、新しい居場所の創出が必要です。

●配慮が必要な子どもや子育て家庭への支援体制について

- ▶ 障がいのある子どもの人数や発達に遅れがある子どもは増加傾向にあることから、乳幼児期から学童期にかけて一貫した相談・支援体制を充実させる必要があります。

●子育て家庭への経済的な支援について

- ▶ 近年の社会情勢を反映して、子育てにかかる経済的支援を求める意見が多くあります。特に支援を必要とする家庭のみならず、すべての子育て家庭へ支援が行き届く対策が必要です。合わせて、家庭の経済状況によって、すべてのこどもが進学のチャンスを失うことがないように、必要な支援体制を整備する必要があります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第6次日進市総合計画では、「ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にするまち 日進」を将来都市像とし、子育て・子育て支援分野においては、目標とするまちの姿を「子どもを安心して生み育てられる地域環境になっています」、「すべての子どもが心も身体も健やかに育っています」、「子どもがいきいきと育つことを地域全体で支えています」としています。

また、まちづくり戦略の1つとして、「子どもや女性が活躍するまちを創る」を掲げ、「日進市未来をつくる子ども条例」の理念を尊重し、健やかな育ちを地域で支えていくとともに、夢や希望、本市への愛着が持てるような「子どもたちの笑顔が輝くまち」を目指しています。

本計画はこれらの趣旨を前提に、第2期計画の基本理念である『**にっしん、いいね！ 輝く子ども あふれる笑顔 支えあい、育ち合うまち**』を継承し、これまでの取組の更なる強化・充実を目指します。

基本理念

**にっしん、いいね！ 輝く子ども あふれる笑顔
支えあい、育ち合うまち**



2 基本目標

基本理念の実現に向け、6つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

基本目標1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり

安心して子育てをするためには、子育て家庭のニーズに応えられるサービスの充実が必要です。近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及等により、子育て家庭においても共働きが増えているなか、各種保育・子育て支援サービスの拡充を図ります。

また、男女が互いに尊重し合い、ともに働きながら子育てができるよう、男性に対する子育て参加の一層の促進を図ります。

基本目標2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

子育て家庭の様々なニーズに応じられるよう、関係機関、団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、子育て家庭の交流機会や悩みごとへの相談体制等、地域全体で子育てへの支援を図ります。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、経済的支援の維持に努めます。

基本目標3 安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり

妊娠・出産・子育て・保育等の、子どもの成長段階に応じた相談体制や、情報提供の充実を図り、母子ともに健康に暮らせる環境づくりとともに、子どもの発育・発達の問題及び保護者の育児不安等の早期発見・支援に取り組みます。

基本目標4 子どもの学びと育ちを親と共に促すまちづくり

子どもの権利・意思決定が尊重され、子どもの権利が保障されるよう、『日進市未来をつくる子ども条例』を通じ、子どもの人権について、普及啓発を図るとともに、児童・生徒が乳幼児とふれあったりするなかで、いのちの大切さを肌で実感したり、地域での文化スポーツ活動等を通じて、豊かな人間性の醸成を図ります。

また、子どもたち一人ひとりの個性をのびしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、継続的な教育的支援や教育環境の向上、地域と連携した学校運営に取り組めます。

基本目標5 すべての子どもの心と身体の健全な発達を支援する仕組みづくり

虐待の発生防止や早期発見・支援、居所不明児童の把握のため、地域や関係機関とのより一層の連携を図ります。また、障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども、不登校児童等、配慮が必要な子どもや保護者等世帯全体に対して、相談体制を強化し、継続的な支援の充実に努めます。

また、発達に心配のある子どもに対し、早期発見・支援に取り組むとともに、保健、福祉、医療、教育等の連携を一層推進し、保護者への支援を含めた療育支援体制の充実に努めます。

基本目標6 子どもが輝く未来の実現に向けた仕組みづくり

すべての子どもが不安を感じることなく過ごすことができる居場所、様々な経験や体験が学べる場所づくりの充実に努めます。また、経済的な理由等で学習の機会が損なわれることがないよう、学習の機会を提供します。さらに、様々な課題を抱える家庭に対して必要なサービスや支援制度の周知やその活用を促し、保護者の負担軽減を図ります。

3 施策の体系図

にっしん、いいね！
輝く子どもあふれる笑顔
支えあい、育ち合うまち

基本目標 1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり

「個別目標」

- (1) 就学前児童の教育・保育ニーズへの対応
- (2) 多様で質の高い保育園サービス等の充実
- (3) 小学生の放課後の居場所づくりの充実
- (4) 仕事と子育ての両立支援

基本目標 2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

「個別目標」

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 子育て相談・情報の充実
- (3) 経済的な支援の継続

基本目標 3 安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり

「個別目標」

- (1) 安心な妊娠・出産への支援
- (2) 子どもや母親への健康支援
- (3) 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援の推進

基本目標 4 子どもの学びと育ちを親と共に促すまちづくり

「個別目標」

- (1) 子どもの権利を尊重する地域社会の形成
- (2) 充実した学校生活を実現するための環境整備
- (3) 子どもと親が育ちあう機会の充実
- (4) 子育てを支える都市環境の整備
- (5) 子どもの権利侵害に関する対応

基本目標 5 すべての子どもの心と身体の健全な発達を支援する仕組みづくり

「個別目標」

- (1) 児童虐待の発生予防の推進
- (2) 要保護児童等へのきめ細かな対応
- (3) 障害児、発達障害児等への支援
- (4) 不登校児童等への支援

基本目標 6 子どもが輝く未来の実現に向けた仕組みづくり

「個別目標」

- (1) 教育の機会の均等
- (2) 健やかな成育環境の整備
- (3) 配慮が必要な家庭への支援体制の充実
- (4) ひとり親家庭への支援

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり

個別目標1 就学前児童の教育・保育ニーズへの対応

充実した幼児教育の提供や成長に必要な体験の機会が提供されるよう、幼稚園や民間の保育施設等への支援を行うほか、預かり保育の実施や障害児の受入れに対し支援します。

また、今後の幼児教育・保育へのニーズに対応するため、幼稚園の認定こども園への移行支援や私立幼稚園との連携を強化します。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
幼稚園補助	引続き充実した幼児教育が実施されるよう支援を行います。	4園 (市内園数)	1園 (市内園数)
幼稚園協会との連携	定期的な会議のほか、随時会議を開催する等、幼稚園との連携の強化を図ります。	実施	実施
民間認可保育施設支援	充実した保育所・認定こども園事業が実施できるよう必要な支援を行います。	9園	14園
民間認可外保育所支援	市民が利用している認可外保育所に対し、利用者の負担軽減や充実した保育の実施のための支援を行います。また、休日及び夜間保育の実施園に対し、支援を行います。	3園 (対象園数)	1園 (対象園数)
幼稚園の認定こども園への移行支援	3歳未満児の保育ニーズや3歳以上児の教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園の認定こども園への移行支援を行います。	1園 (実施園数)	3園 (実施園数)
保育所等の入所選考の迅速化と施設利用の利便性の向上	入所選考を公平かつ正確で迅速に行ったり、保育所や子育て支援施設等において、利用者の利便性を向上させるため、A IやI C T、I o Tの導入を検討します。	実施	実施

個別目標 2 多様で質の高い保育サービス等の充実

多様な保育ニーズへの対応と質の高い保育サービスの充実を図るため、民間の参入による3歳未満児保育の拡充を図ります。併せて、必要な保育士を確保し、さらなる質の向上と安定した保育サービスを提供するよう努めます。

また、民間保育施設と連携し、休日保育や夜間保育等の多様化する保育ニーズに対応するとともに、利用ニーズの高い一時保育について、事業の充実を図ります。

公立保育園について、民営化など官民連携手法を用いた、より効果的な運営方法を検討します。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
普通保育 (3歳以上児保育)	入園希望児童数に応じた定員数を確保します。	1,617人 (定員数)	1,560人 (定員数)
特別保育 (3歳未満児保育)	特に利用ニーズの高い3歳未満児の受入に対応するため、民間保育施設と連携し、受入園児数の拡大に努めます。	983人 (定員数)	1,024人 (定員数)
一時保育(保育園)	利用ニーズに応じ、実施園数を拡大します。	9園 (実施園数)	10園 (実施園数)
延長保育 (時間外保育事業)	利用ニーズに対応するため、民間保育施設と連携し、夜6時30分を超えた延長保育実施園を増加します。	19園 (実施園数)	22園 (実施園数)
休日・夜間保育	利用ニーズに応じ、民間保育施設と連携し、休日及び夜間保育の実施園を確保していきます。	2園 (実施園数)	3園 (実施園数)
小規模保育事業	0～2歳の低年齢児の保育の量的拡充を図るため、少人数(定員6～19人)を対象に、きめ細かな保育を行う民間事業者の参入を進めます。	9園 (実施園数)	12園 (実施園数)
保育園の環境整備	防犯カメラの設置を含め、園児が安全に利用できるよう計画的な施設環境の維持に努めます。	実施	実施
保育士の資質向上	安全・安心な保育を確保するため、様々な研修機会を通し、保育士の質の向上に努めます。特に障害児への対応など専門性の向上にも努めます。	実施	実施
支援員・保健師・管理栄養士の配置による支援	保育園、小規模事業所、認可外施設や幼稚園等を巡回訪問するなど、保育内容や施設管理等についてアドバイスを行います。	162回 (延べ訪問回数)	160回 (延べ訪問回数)
日進市保育施設の運営・整備に関する計画の見直し及び推進	建築から年数の経過した公立保育施設の計画的な再整備を進めるため、民営化など官民連携手法を用いた、より効果的な方法がないか検討します。	実施	実施

事業名	内容	令和5年度実績	令和11年度目標
拠点園の設定	民間保育所を含めた市内保育施設の質的向上を進めるため、公立保育園に拠点園を設定し、研修や巡回指導といった機能の強化を進めます。	1園	1園
医療的ケア児支援事業	医療的ケア児を持つ保護者の教育・保育ニーズに応じるため、看護師配置等の体制整備を進めます。	実施	実施

個別目標3 小学生の放課後の居場所づくりの充実

すべての子どもが、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。

居場所づくりの推進については、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの安定的な運営を確保するなど、放課後児童対策に取り組みます。

事業名	内容	令和5年度実績	令和11年度目標
民間児童クラブ支援	補助金の交付による支援を図り、定員数の拡大を図ります。	750人 (定員数)	922人 (定員数)
民間児童クラブ誘致	民間児童クラブの参入を促し、児童クラブの利用ニーズに対応します。	23箇所 (クラブ数)	32箇所 (クラブ数)
放課後児童クラブ (放課後子ども総合プラン)	放課後子ども総合プランとして位置づけており、放課後子ども教室と合わせて、既存施設の有効活用を図り適正な管理運営を行います。	350人 (定員数)	390人 (定員数)
放課後子ども教室 (放課後子ども総合プラン)	放課後子ども総合プランとして位置づけており、放課後児童クラブと合わせて、適正な管理運営を行います。	実施	実施

個別目標 4 仕事と子育ての両立支援

共働き家庭の増加や就労形態の多様化等により、仕事と子育ての両立が重要な課題となっています。

働きながら安心して子どもを育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる環境づくりを推進するとともに、父親の積極的な家事・育児への参画を促進するための啓発や取組を行います。

事業名	内容	令和5年度実績	令和11年度目標
ファミリー・サポート・センター事業	依頼会員の多様なニーズに対応するため、援助会員の確保（依頼会員の45%以上）を進めます。	23% (援助会員率)	45% (援助会員率)
病児病後児保育	病児病後児を安心して預けられる場を提供します。	実施	実施
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の入院等のため、一時的に児童を養育できなくなる期間、児童施設で預かります。	実施	実施
事業での託児機能の設置	市が開催する講演会等に子育て中の保護者が参加しやすいよう、託児等の環境づくりに配慮します。	実施	実施
父親向け子育て講座	土曜日等父親が参加しやすい環境で子育てに関する講座等を開催します。	500組 (参加組数)	実施
男女共同参画パートナーシップ事業	土曜日等男性が参加しやすい環境で家事や子育てに関する講座等を開催します。	実施	実施
父親向け子育て応援事業の周知	ホームページにて父親の育児休業制度に関する事業を周知します。	実施	実施
企業・団体等に対するワーク・ライフ・バランスの働きかけ 【男女プラン掲載事業】	ワーク・ライフ・バランス実現への取組や両立支援策などのチラシを人権・男女共同参画情報コーナー等に設置します。	実施	実施
育児休業制度の利用促進 【男女プラン掲載事業】	ホームページや人権・男女共同参画情報コーナー、人権・男女共同参画情報誌等で情報提供します。	実施	実施

【アンケート・ヒアリングからの意見】



- 職場に復帰したいが、保育園に落ちてしまい待機児童となったため、復帰することができない。保育園の増設、又は保育可能な人数を増やしてほしい。＜アンケートより＞
- 公立保育園でも、幼稚園のような教育や課外活動の場を作してほしい。＜アンケートより＞
- 共働き家庭が多くなり、長時間保育が当たり前になっている。＜ヒアリングより＞
- 子どもを尊重し、子どもが本人らしく居られる時間を大切にするよう心がけています。＜ヒアリングより＞
- 保育園には入園できたけれども、小学生になったら今度は児童クラブ等に入れるのか心配です。＜アンケートより＞
- 長期連休中の長時間の留守番を考えるととても不安で、高学年になっても放課後児童クラブや民間学童を利用したいと現状考えています。高学年でも入りやすい・過ごしやすい環境があればいいと思う。＜アンケートより＞
- 休日仕事があるときは、部活動やイベントの送迎も難しく、子どもに我慢させてしまうことがある。＜アンケートより＞
- 男性の育休取得については、父親は市外で働いているので日進市というよりはすべての市町村で推進して欲しい。＜アンケートより＞
- 父親の子育てに参画する割合は高くなっている。＜ヒアリングより＞
- 一昨年の制度改正以来、育休を取得できるパパが増え、子育て支援センターのパパの利用が増えた。＜ヒアリングより＞

基本目標2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

個別目標1 地域における子育て支援サービスの充実

地域における子育て支援活動の充実を図るとともに、その活動の周知に努めます。

また、民生委員・児童委員の協力や地域の支え合いの仕組みによって、支援が必要な家庭の早期発見に努めます。

地域の子育て支援拠点である児童館※や子育て支援センターの事業について、各機関の連携を強化し、より多くの子育て家庭が利用できるようにします。

また、地域で子育てに対する不安の軽減やストレスの解消につながるよう、保護者のリフレッシュを目的とした事業を実施することで、精神的な疾患を予防します。

※本市では各福祉会館内に児童館が設置されています。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
はぐみんカード（子育て家庭優待事業）	商工会と協力し、協賛店の拡大に努めます。	149 店舗 (協賛店)	160 店舗 (協賛店)
子育てボランティアの育成支援	子育てボランティア、NPOの育成及びスキルアップに向けた支援を行います。	108 団体 (団体数)	115 団体 (団体数)
児童館等の利用	子育てサークルの活動の場を提供します。	実施	実施
民生委員・児童委員の活動支援	地域での福祉の担い手としての活動を支援します。	実施	実施
赤ちゃんの駅	外出時に、授乳やおむつ替えのできる場所を「赤ちゃんの駅」として登録・提供してもらうとともに、利用の周知を図ります。	28 箇所 (登録施設数)	30 箇所 (登録施設数)
民間企業の地域貢献活動の活用	民間企業のCSR事業等の地域貢献活動を活用し、保育・子育て環境の充実を図ります。	実施	実施
子育て支援センター（子育て総合支援センター）	子育て中の親子の孤立化を防止するため、親子で自由に過ごせる場を設けるとともに、親子教室や子育て講演会、出張ひろば、子どもの発達について相談できる親子教室等を開催します。	24,654 人 (利用者数)	26,000 人 (利用者数)
子育て支援センター（日東子育て支援センター）	保育園の施設を活用し園庭開放や子育て広場、親子教室や子育て講演会を開催したり、子どもの発達についての相談に応じています。	3,968 組	4,000 組

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
子育て支援センター (名古屋学芸大学子 どもケアセンター)	大学生との交流を含めた親子 の交流の場の提供、親子教室や 子育て講演会を開催すると ともに、併設の子ども心理相談 室で臨床心理士が子育てや子 どもの発達に関する相談に応 じます。	796 組	800 組
児童館親子教室	各会館において、親子教室を 開催します。	5,656 人 (参加者数)	5,800 人 (参加者数)
出張講座(親支援事業)	子育て中の保護者がリフレッ シュできる講座等を、出張ひろ ばにおいて行います。	387 組	400 組
道の駅における子育 て支援事業	道の駅において、子育て中の親 子が自由に過ごせる場を提供 します。	—	実施
【新規】 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園 制度)	保護者の就労有無や理由を問 わず、3歳未満の未就園児が保 育施設を時間単位で利用できる よう、令和8年度から実施し ます。		実施

個別目標2 子育て相談・情報の充実

電話相談や家庭児童相談員等による専門的な相談に加え、身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話ができる、保護者が「ほっ」とできる場を提供します。

親子健康手帳(母子健康手帳)交付時の情報提供のほか、SNSや子育て専用ホームページ、子育てアプリ等も効果的に活用し、子育てサークル活動等民間の子育て支援事業の情報も含め、市内の子育てに関する最新の情報を提供します。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
家庭児童相談事業	専門相談員による継続的な相 談や訪問を行います。	実施	実施
相談機関の情報提供	休日や夜間の相談機関や、市以外 の相談機関の周知を図ります。	実施	実施
子育て支援センター 相談業務	来所相談に加え、来所できない 方への訪問相談を行います。	実施	実施
広報紙での掲載	広報にっしんにおいて、月単位 の子育て情報を専用ページに て発信します。	12 回 (発行回数)	12 回 (発行回数)
子育て専用ホームペ ージの充実	子育てホームページ「ふあまっ ぷ」で最新情報を提供します。	実施	実施
祖父母手帳	祖父母世代と子育て世代が協 力して子育てに携われるよう 現在の子育てに関する情報を 提供します。	実施	実施

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
子育てアプリ	市が発信する子育て情報の取得や、月齢や年齢に合わせたプッシュ通知の受信などのほか、マイナンバーカードの連携により、健診や予防接種情報を取得することができます。	実施	実施

個別目標3 経済的な支援の継続

子育て当事者が経済的な不安を抱くことなく、ゆとりを持って子どもに向き合えるような環境を整備することは、すべての子ども施策の基盤となるものです。

児童手当については、令和6年10月から対象が高校生世代まで拡充されています。

今後も引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、ニーズの把握に努め、新しい支援の充実も図っていきます。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
児童手当支給制度	手当を円滑かつ確実に支給できるよう事務を進めます。また、制度の周知に努めます。	実施	実施
子ども医療費助成制度	医療費の負担軽減のため、助成制度を継続します。	実施	実施
幼児教育・保育の無償化	3歳以上児の教育・保育にかかる費用（実費にかかる部分を除く）を無償化します。	実施	実施
【新規】 低所得妊婦初回産科 受診費助成	生活保護世帯や非課税世帯に対する初回の産科受診費用の助成をします。	0件	5件

【アンケート・ヒアリングからの意見】



- 土日祝日でも遊べる支援センターがほしい。＜アンケートより＞
- 現在東部福祉会館で行われている「ぴよちゃんひろば」に参加しています。外出が少ない私たちにとって、他のママや赤ちゃんと触れ合える貴重な機会になっています。＜アンケートより＞
- 子どものイベントの告知も、もっとわかりやすく、アプリなどで常に簡単シンプルに情報が見れて、情報提供などもできるような物があるといいなと思います。＜アンケートより＞
- 子育て家庭の多様性や変化のスピードが速くなり、支援が追い付いていない。＜ヒアリングより＞
- 子育てにかかる経済的負担が大変大きいので、それが精神的ストレスに直結している。給食費や学用品、放課後子ども教室などの無料化をして頂き、金銭的なサポートをお願いしたい。＜アンケートより＞
- 子どもに関わるオムツやベビーフードなどの消耗品及び必需品にかかる費用の家庭負担を減らす支援がほしい。＜アンケートより＞
- 高校生までの通院費無料にしたのはとてもいいと思った。＜アンケートより＞

基本目標3 安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり

個別目標1 安心な妊娠・出産への支援

妊娠や出産に関する正しい知識を提供するとともに、妊娠中の心得や出産に向けた準備等について、両親ともに参加できる学習の機会を提供し、安心して出産を迎えられるようにします。

また、出産後の手続きや子育てに関して、必要な情報が適時取得できるようにします。

妊娠や出産に対する経済的なリスクを軽減するため、受診や出産に係る費用の一部支援します。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
親子健康手帳交付	教室又は窓口にて出産後の手続き、制度の紹介、妊娠中の生活のポイント等を情報提供します。	848人 (交付者数)	728人 (提供量)
マタニティ教室	妊娠中の生活、出産時のリラックス法、家族計画等の講話等を行います。	72人 (参加者数)	120人 (提供量)
パパママ教室	父親の積極的な育児参加を促すため、学習の機会を提供します。	400人 (参加者数)	384人 (提供量)
育児教室	妊婦の方を対象に、産後のケアや赤ちゃんのお世話の仕方等を学習する機会を提供します。公共施設や各地域に出張して情報提供や相談を実施します。	実施	実施
妊婦健康診査	医療機関で受診できる受診票を交付します。	93.7% (受診率)	100% (受診率)
産婦健康診査	医療機関で受診できる受診票を交付します。	85.4% (受診率)	100% (受診率)
妊産婦歯科健康診査	より多くの方に受診を促せるよう、受診票を交付するとともに、健診の必要性等を啓発します。	48.7% (受診率)	50% (受診率)
【新規】 多胎妊婦健診	通常の回数を超えて、自費で妊婦健康診査を受診した際に要した費用の一部を助成します。		6件 (提供量)
出産育児一時金支給 制度	国民健康保険加入者に対し、出産に係る費用の一部を支給します。	実施	実施

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
【新規】 出産・子育てまるっと応援事業	妊娠届出時からすべての妊婦・子育て家庭に寄り添い、継続的に相談に応じる「伴走型相談支援」と出産・育児に係る負担軽減を図る「経済的支援」を一体として実施します。	実施	実施
【新規】 不妊治療前ペア検査費用助成	妊活応援事業として、不妊に関する検査に要した費用の一部を助成します。	14件 (助成件数)	20件 (提供量)

個別目標2 子どもや母親への健康支援

すべての子どもが乳幼児健診を受診し、予防接種を望ましい時期に接種できるようにします。

助産師等の専門職や地域の子育て支援者等が家庭を訪問し、育児相談や子育て情報を提供するとともに、地域で安心して子育てができるよう支援します。

乳幼児健診等の機会に、子育てに対する不安が軽減できるよう相談を実施するとともに、発育・発達の問題の早期発見・早期支援を実施します。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
乳幼児健康診査	3～4か月児、1歳半児、3歳児健診を実施し、成長・発達を確認します。また、保護者に子育て情報を提供し、相談に対応します。	99.1% (受診率)	100% (受診率)
新生児聴覚検査	生後28日以内の新生児が産院等において聴覚検査を実施することで、早期に難聴等の疾患を発見し、早期に必要な医療に繋がります。	95.3% (受診率)	100% (受診率)
2歳児歯科健診 (フッ素塗布)	歯科健診を行い、むし歯の予防と食生活に関する情報提供と相談に対応します。	75.2% (受診率)	75% (受診率)
子どもの事故防止	教室や健診時等に、乳幼児の事故予防の意識啓発を行います。	79回 (実施数)	78回 (実施数)
予防接種	予防接種法に基づき定期の予防接種を行い、感染症の予防を推進します。	96.9% (麻しん接種率)	100% (麻しん接種率)
こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	民生委員・児童委員、主任児童委員等が家庭を訪問し、子育て情報を届け地域で子育てを見守ります。	98.0% (訪問率)	100% (訪問率)
新生児訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	新生児等の家庭を助産師や保健師が訪問し、育児相談に対応します。	733回 (訪問数)	620回 (訪問数)

事業名	内容	令和5年度実績	令和11年度目標
乳幼児にこにこ相談	3歳児までの乳幼児の子育て相談に対応します。	191人 (参加者数)	実施
10か月なかよし教室	子どもの発達・発育を確認するとともに、離乳食や歯科保健、事故予防等の子育て情報を提供し、相談に対応します。	61.1% (参加率)	65% (参加率)
ちびっ子教室	1歳8か月から3歳までの幼児の発達や育児等の相談に対応します。	514人 (参加者数)	実施
ことばの相談	ことば、発達、くせ、しつけ等臨床心理士が個別に相談を受けます。	80人 (相談人数)	実施
子育てなんでもコール	保健師や栄養士が育児の様々な相談に電話で対応します。	実施	実施
かるがもキッズ (多胎児交流会)	多胎児の親子・妊婦同士の交流を深めます。多胎児ならではの情報交換の場を提供し手遊びや座談会を実施します。	22組 (参加組数)	実施
ピヨピヨコール(助産師による電話相談)	助産師が妊娠、出産、育児についての電話相談を行います。	52件 (相談件数)	実施
オンライン相談	妊娠期から子育て期まで自宅から保健師等の専門職にオンラインで相談ができます。	実施	実施
養育支援訪問	支援を必要とする家庭に対し、育児・家事援助を行います。また、専門の資格を有する者が、継続的に家庭を訪問し、必要な支援を行います。	延べ7世帯 (専門相談)	延べ20世帯 (専門相談)
多胎児外出支援事業	多胎児家庭の外出時の準備や介助、見守り等をサポーターが行います。	実施	実施
産後ケア事業	市が指定する医療機関での宿泊や通所、助産師等の家庭訪問により、産後の体調管理や育児サポートを受け、安心して育児ができるよう子育てを応援します。また、産後ケアの施設整備に対し、国の制度に基づいた支援を行います。	延べ24世帯 (居宅訪問型) 延べ115世帯 (短期入所型)	延べ20世帯 (居宅訪問型) 延べ200世帯 (短期入所型) 延べ100世帯 (通所型)

個別目標3 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援の推進

妊娠・出産期から子育て期にわたり、保育所や子育てに関する情報提供や相談支援をするとともに、関係機関との連携等切れ目のない支援を行い子どもの成長を支えていきます。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
利用者支援事業（ひよこテラス基本型）	妊産婦や保護者が気軽に利用できる場所に専任コーディネーターを配置し、当事者目線での相談や情報提供を行い、必要に応じて子育て支援事業の利用支援を行います。 また、地域で必要な子育て資源の育成や開発を行います。	実施	実施
利用者支援事業（ひよこテラスこども家庭センター型）	妊産婦や保護者への相談や情報提供をするとともに、必要な支援の調整を行う専任コーディネーターを配置し、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。 また、地域で必要な子育て資源の育成や開発を行います。	954件 (相談件数)	実施
【新規】 こども家庭センター の運営	母子保健と児童福祉の専門的な知識を有する職員が、それぞれ連携・協力しながら子どもとその家族に寄り添ったきめ細かい支援を行います。		実施
子育て支援機関の連携	ネットワーク会議を開催し、各子育て支援機関からの情報の集約、調整及び課題等の共有を図ります。	実施	実施

【アンケート・ヒアリングからの意見】



- 産後の体調が整っていない上に精神的にも余裕がない中、自分で情報収集をしたり市や支援センターに連絡を取るのは大変です。なので、新生児訪問はとても助かりました。事前の連絡の際にも不安なことを聞いてもらえて心が軽くなったのを覚えています。自ら行動に移せる場合はいいですが、1人で抱え込んでしまう人もいると思うのでそういった人が助けを求められる支援があるといいなと思います。＜アンケートより＞
- 福祉会館にも支援センターにいるような気軽に相談できる方がいてほしい。支援センターや保健センターまで出向くのは場所の距離的にすぐに行くことができないため。＜アンケートより＞
- 子育てに悩んでいる保護者が多いように感じる。＜ヒアリングより＞

基本目標4 子どもの学びと育ちを親と共に促すまちづくり

個別目標1 子どもの権利を尊重する地域社会の形成

日進市未来をつくる子ども条例の施行に伴い、子どもが生まれながらにもっている基本的人権や子どもの成長に必要な権利について、啓発に努めます。

子どもの権利についての再認識を促すとともに、子どもが自己肯定感を育み自らの力を発揮できるよう支援する意識の向上を図ります。

さらに、子ども自身にも「子どもの権利」について学ぶ機会を提供し、自分と他の人の権利を認め、尊重できるよう支援するとともに、子どもに関係する施策に関して子ども自身の意見や提案ができる機会を提供します。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
条例の普及	普及月間（11月）を中心に、条例の内容や子どもの権利条約について、広く周知するための啓発事業を実施します。	実施	実施
青少年健全育成事業の充実	未来をつくる子ども条例に基づき、子どもの権利や子どもの参画を推進するため、子どもたちが自ら考える企画・運営事業を実施します。	実施	実施
人権啓発	人権啓発等の機会において、性別、障害の有無、国籍の違い等にとらわれず、すべての子どもたちが持つ権利を正しく理解する機会を提供します。	実施	実施
児童の権利を守る強化月間の取組	未来をつくる子ども条例に基づき、子どもの権利について、再認識するための啓発事業を、虐待防止月間にあわせ実施します。	実施	実施
子どもの意見や提案ができる場の提供	子どもに関係する市の施策について、子どもの意見や提案を聴取する場を提供します。	実施	実施

個別目標 2 充実した学校生活を実現するための環境整備

子どもの健全育成に向け、学校と連携し、食育の推進や心身の健康に関する教室の充実を図るとともに、相談を希望する児童・生徒のニーズ合わせ、相談の時間や場所の確保、相談体制の一層の整備を図ります。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
幼保小連絡会の開催	子どもが継続的に教育的支援を受けることができるよう保育園や幼稚園から小学校に就学する際に、指導記録に基づき、学校との連携を図るため、幼保小連絡会を開催します。	実施	実施
補助教員の配置	小中学校に学習指導講師、少人数指導講師等の必要な教職員を配置します。	62人 (配置者数)	実施
学校図書館の整備	小中学校の図書館に学校図書館運営補助員(司書等)を配置するとともに、学校図書館の蔵書数を増やすことによって、読書活動を充実します。	96.4% (充足率)	100% (充足率)
学校保健教育	健康な心身を維持することの大切さを学ぶため、保健の授業等の中で薬物乱用防止学習等の健康学習を行います。	実施	実施
学生サポーターの配置	将来教職に就くことを希望する大学生を、学生サポーターとして登録し、小中学校で教育的支援を必要としている児童生徒のサポートを行います。	31人 (配置者数)	実施
部活動支援	大会等に出場するための費用を補助し、また地域の人材も活用した指導員を配置します。	実施	実施
学校評議員制度	小中学校ごとに学校評議員を委嘱し、学校運営に関して評価や指摘等をしていただき、学校運営に生かしていきます。	実施	実施
交通指導員	児童生徒の登下校時における交通指導その他児童生徒の交通の安全を図るため、通学路の危険箇所交通指導員を配置します。	31人 (配置者数)	実施
特色ある学校づくり	地域の市民やボランティアを講師に招き、地域社会や身近な自然に働きかける活動を通して、子どもが自分たちのかかわりについて考えられるよう、地域の特性を生かした学校づくりに取り組みます。	実施	実施

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
食育の推進	子どもが楽しんで食の大切さを理解できるキャンペーン事業に取り組みます。また、マタニティ教室、乳幼児健診等の機会に啓発を行います。	実施	実施
学校給食	給食を通し、伝統的な食文化を伝えます。地産地消の取組及び郷土料理の取り入れ等を行います。	実施	実施
心の教室相談	複雑な家庭環境や友人関係、進路問題等を抱える生徒に対応するため、中学校に配置している相談員が、必要に応じて教職員等と連携しながら問題解決につなげていきます。	5校 (実施校数)	実施
スクールソーシャルワーカーの配置	学校の課題に対応した継続的・組織的な支援のため、各中学校区（小中学校）及び学校教育課に1名ずつスクールソーシャルワーカーを配置します。	実施	実施

個別目標3 子どもと親が育ちあう機会の充実

親と子がふれあいながら、地域における人と人とのつながりを保ち、ともに学び育ちあう機会を積極的に提供し、特に世代を超えた交流ができる事業の検討を進め、地域での活動により多くの子どもたちが積極的に参加できるよう、地域活動団体等に必要な支援を行います。

また、地域で子どもたちがスポーツにふれあう機会が充実されるよう、学校以外のスポーツ・レクリエーションの機会を提供します。

子どもに文化芸術の発表の場を提供し、また、学校以外における様々な学びの機会を提供します。

思春期から大人へと成長するために、豊かな心を育む経験の場を提供し、精神面の円滑な成長を促します。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
地域学校協働活動の推進	地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民やPTA等の団体が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより地域学校協働活動の推進を図ります。	実施	実施
ブックスタート	3～4か月児健診において本を通したふれあいの大切さを保護者に伝えます。	813人 (実施者数)	実施

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
児童館利用事業	子どもと保護者が楽しく遊び、 色々な人と触れあえる場を提 供します。	68,408 人 (利用者数)	73,000 人 (利用者数)
児童館まつり・子ど も対象事業	児童館まつり等、子どもが楽し く遊び、仲間とふれあえる事業 を開催します。	3,888 人 (利用者数)	4,200 人 (利用者数)
総合型地域スポーツ クラブ活動支援	総合型地域スポーツクラブの 活動を支援し、子どもに学校以 外のスポーツの機会を提供し ます。	6 講座	実施
子どものスポーツ団 体の活動支援	子どものスポーツ団体を支援 し、子どもに地域でのスポーツ の機会を提供します。	9 連盟 (団体数)	実施
トップアスリート交 流事業	企業や団体と連携し、トップア スリートによる子ども向けの 講座やイベントを開催します。	実施	実施
子ども会活動支援 (日子連)	日進市子ども会連絡協議会(日 子連)の活動支援や、ジュニア リーダー等指導者の育成を支 援します。	実施	実施
子ども会活動支援 (単位子ども会)	単位子ども会の活動がより充 実したものとなるよう支援し ます。	実施	実施
子どもの文化芸術活 動の支援	文化芸術団体と連携し、子ども のための、芸術・文化・音楽等 の発表の場を提供します。	2 回	2 回以上
学校以外の子どもの 学びの支援	学校以外の場において、子ども の学びの場を提供します。また、 市内外の大学等と連携し、 学びの機会を提供します。	実施	実施
中学生・乳幼児ふれ あい体験	中学生と乳幼児がふれあう機 会を設け、命の大切さや子育て の大変さ、楽しさを学ぶ機会を 提供します。	274 人 (参加者数)	実施
図書館事業	放課後や夏休み等における自 主学習の場を提供します。また、 教育現場で必要な図書を提 供します。	実施	実施
地域の知的資源の 有効活用(大学交流)	子育て・子育てに役立つ知識を 提供できるように市内大学等 と連携します。	実施	実施

個別目標 4 子育てを支える都市環境の整備

子どもが安心して遊ぶことができるよう、公園等の整備や公共施設のバリアフリー化等の必要な整備を計画的に行います。

事業名	内容	令和5年度実績	令和11年度目標
公園緑地等整備・管理	公園や広場、緑地等子どもが安心して安全に遊べるよう必要な整備を行います。	実施	実施
公共施設のバリアフリー化	公共施設に多目的トイレや授乳室を必要に応じ設置します。	実施	実施
通学路の整備	児童生徒が安全に通学できるよう歩道整備や横断歩道設置要望活動等を行います。各区・学校からの要望等を基に整備を行います。また、各中学校区毎に学校・警察・地域で行う通学路交通安全プログラムに基づき通学路の安全対策を実施します。	実施	実施
防犯灯設置	通学路等の安全対策として、地域から要望のあった箇所等、必要に応じ防犯灯を設置します。	8,355 基 (設置数)	8,550 基 (設置数)
道の駅整備事業	親子が自由に過ごせる屋内施設や公園、広場を道の駅に整備します。	—	実施

個別目標 5 子どもの権利侵害に関する対応

子どもへのWEBアンケート結果から、小学生が悩んでいることは、「友だちのこと」が最も多くなっています。また、多くは家族や友だちに悩みを相談していますが、「誰にも相談できない」や「誰にも相談したくない」も一定数存在します。

子どもの権利を侵害する行為である「いじめ」や「虐待」は、早期発見・早期解決が重要であるため、引き続き様々な機会をとらえて、状況把握に努めます。

また、子どもの権利侵害に対する相談や取組を強化するために配置している子どもの権利擁護委員の周知を図り、相談しやすい環境を整えます。

その他、犯罪や交通事故をなくし、子どもが安心して暮らすことができるよう、地域住民や関係機関との連携を強化し、地域全体で子どもを見守る取組を強化します。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
いじめ・非行防止	学校と地域の方により各中学校区に組織している「小中学生指導いじめ対策推進連絡協議会」が児童生徒のいじめ防止や非行防止の取り組みを行います。	実施	実施
相談体制の充実	専門スタッフの配置により、いじめ等の相談について関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	実施	実施
子どもの権利擁護委員の配置	条例の啓発とともに、権利擁護委員の制度についての周知を図ります。	実施	実施
不審者情報等アプリ配信サービス	保護者に迅速に不審者情報等を提供します。	実施	実施
通学路こども110番の家	通学途中の児童生徒の安全を守るため、子どもが登下校中に助けが必要な場合に駆け込むことができる「通学路こども110番の家」の登録戸数が増加するよう啓発します。	487 戸 (登録数)	500 戸 (登録数)
青少年問題協議会	青少年の問題行動等を未然に防止する環境づくりのため、青少年問題協議会を開催して情報の共有に努めます。	実施	実施
スクールソーシャルワーカーの配置	再掲：基本目標4-個別目標2	5 人 (配置者数)	5 人 (配置者数)
生徒指導・情報教育	道徳の授業のなかで、犯罪・非行について指導します。また、インターネットや携帯電話を利用した犯罪等に巻き込まれることのないよう、電子情報の取り扱いについて指導します。	実施	実施
もしもしニッシーダイヤル	SNSの活用等、子ども自身が自発的に相談しやすい環境づくりに努めます。	実施	実施

【アンケート・ヒアリングからの意見】



- 「今の自分が好きだ」と回答した小学生は8割弱、中学生は7割、高校生は7割弱となっています。＜子どもアンケートより＞
- 学童保育に通いながらも習い事もやっている子が多く、在室中に疲労している姿がみられる。＜ヒアリングより＞
- 子どもの存在や行いを迷惑に思わないでほしい。＜アンケートより＞
- 子どもたちに体験の場をもっと増やしてもらえると嬉しいです。＜アンケートより＞
- 悩みがある子が電話やメールで送るお悩み相談がありますよね。お悩み相談室の施設に行くとみんなに見られてたらどうしようと思う人がいると思います。だから教育相談のようなみんなが一緒にやるものをもっと増やした方がいいと思いました。みんなが笑顔になることを願います＜子どもアンケートより＞
- 学区内に広い公園が少なく、子供の運動不足が心配。思い切り走り回れる、広い公園の整備をお願いします。＜アンケートより＞
- サッカーゴールや壁がある公園が欲しい。＜子どもアンケートより＞
- 交通機関を増やしたり、交通整備、インフラ整備して、日進市に来やすいようにしたり安全面に取り組むといいと思う。＜子どもアンケートより＞
- 体力の低下や怪我の多さを感じている。コロナ禍を経て外遊びや運動等の経験不足や、インターネット等が身近になり映像視聴の時間が増えた影響を強く思う。＜ヒアリングより＞
- 歩道が整備されてない所が多く子どものみで出掛けるのが危なく心配です。環境の整備を図って欲しいと思ってます。＜アンケートより＞

基本目標5 すべての子どもの心と身体の健全な発達を支援する仕組みづくり

個別目標1 児童虐待の発生予防の推進

子どもの権利について、様々な機会を活用し、幅広く市民への啓発を行うとともに、子どもの視点に立った施策の実現に努めます。

また、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速かつ適切に救済し、回復を図ることを目的とした体制を充実するとともに、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、より一層の連携と機能の強化を図ります。

事業名	内容	令和5年度実績	令和11年度目標
【新規】こども家庭センターの運営	再掲：基本目標4-個別目標5		実施
虐待・DV予防、防止	すべての虐待に対する予防啓発を進めるとともに、個別相談を通して、虐待・DVの予防を図ります。	実施	実施
DV防止計画の推進	DV防止計画を策定し、講座等の実施やパンフレット等の配布を行い、啓発に努めます。	実施	実施
講座や職員研修の実施	DV（デートDVを含む）防止等に関する講座などを実施し、人権・性の尊重について考える機会を創出します。 また、DV防止担当職員が県で開催される研修や会議等へ参加し、情報収集を行います。	実施	実施
情報提供と情報収集	DV防止に関するリーフレットや図書、資料等を収集し、講座開催時に配布するなど、情報提供を行います。 また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、広報等で啓発に努めます。	実施	実施
女性相談	女性相談員による定期相談や随時相談を実施します。 また、広報や情報誌等で女性相談窓口等の周知を行うとともに、県や配偶者暴力相談センター等の窓口の紹介を行います。	実施	実施

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
子どもの権利擁護委員の配置	再掲：基本目標4-個別目標5	実施	実施
被害者情報の保護	関係機関と協力し、DV被害者に対する身体の安全確保に努めます。 また、DV被害者に関する情報の保護・管理を適切に行います。	実施	実施
被害者の生活支援	DV被害者に対し関係機関と協力して、関連する制度の紹介（生活保護制度、児童扶養手当等）や就業等の自立のための支援を行います。 また、DV被害者の子どもに対する就学等に配慮します。 さらに、DV被害者の状況に応じ、母子生活支援施設への入居を実施します。	実施	実施

個別目標2 要保護児童等へのきめ細かな対応

児童や保護者の生命や安全保護のため、関係機関と連携し、施設入所等必要な支援を行います。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
要保護児童対策地域協議会	虐待防止のため、関係機関との連携強化を図ります。	実施	実施
ネットワーク会議	関係機関の実務者による定期的な会議を実施し、見守りが必要な家庭に対し、対応を検討します。訪問や面接を実施し、予防に努めます。	実施	実施
母子保健ケース検討会	関係機関の実務者による定期的な会議を実施し、見守りが必要な家庭に対し、対応を検討します。	実施	実施
子育て短期支援事業（ショートステイ）	再掲：基本目標1-個別目標4	実施	実施
一時保護（措置入所）	DV被害者等の母子に対し、安全な生活の場を確保します。	実施	実施
母子等緊急一時保護	DV及びその疑いのある母子に対し、緊急一時保護するための居室を確保します。	実施	実施
居所不明児童への取組	居所不明児童の把握に努め、関係各課と連携し、適切な対応を行います。	実施	実施

個別目標3 障害児、発達障害児等への支援

障害のある子どもが地域で生活するために必要なサービスを利用できるよう、民間事業所の参入を促す等、供給体制の充実に努めます。

子どもの成長に適した進学先が選択できるよう、情報提供やアドバイスを行います。また、子どもの成長に合わせた教育を実施するため、必要な支援を行います。

保護者の負担を軽減するため、一貫した相談支援ができる体制を整備するとともに、保護者のレスパイト（休息）を兼ねた、保護者が集える場を提供するとともに、周知に努めます。

事業名	内容	令和5年度実績	令和11年度目標
児童発達支援	必要なサービス（未就学の子どもの日常生活指導、集団生活適応訓練等）が利用できるよう、市内の供給体制の充実に図ります。	8事業所 （事業所数）	実施
放課後等デイサービス	必要なサービス（就学した子どもの放課後の継続的な生活能力向上の訓練等）が利用できるよう、市内の供給体制の充実に図ります。	16事業所 （事業所数）	実施
日中一時支援	必要なサービス（障害のある子どもの一時的な預かり）が利用できるよう、市内の供給体制の充実に図ります。	実施	実施
子ども発達支援センター（すくすく園）の運営	基本的な生活習慣や社会生活への適応性を身につけるための支援（療育）を行う施設の運営を実施します。	8,463人 （延べ利用児数）	実施
保育園・幼稚園での受入	保育園での発達の気になる子や障害児受入体制について充実に図ります。幼稚園での障害児受入れが拡大されるよう支援体制の充実に図ります。	実施	実施
巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が保育園等を巡回し、施設職員や保護者に対し、助言等の支援を行います。	123回 （巡回回数）	実施
保育所等訪問支援事業	保育所等での集団生活に適応できるよう、児童や施設職員に対し、訪問支援を行います。	実施	実施
医療的ケア児支援事業	再掲：基本目標1-個別目標2	実施	実施

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
特別支援教育連携協議会	特別支援教育に関し、教育関係者のほか保育、医療、福祉、労働等の各種関係者等により、情報交換、今後の方向性等を協議します。	実施	実施
巡回指導	特別な支援を必要としている児童生徒への指導方法について、担任に指導、助言してもらうため、専門家が学校を巡回します。	13校各2回 (巡回回数)	実施
臨床心理相談	児童生徒の心の問題の解決にあたって、教職員、保護者、児童生徒が臨床心理カウンセラーに相談することができます。	128回 (延べ相談回数)	実施
個別の教育支援計画の導入	障害のある児童生徒一人ひとりの支援計画を作成し、効果的な教育に努めます。	実施	実施
特別支援学校等への進学支援	障害のある児童生徒の特別支援学校等への就学について、学校、教育委員会が相談に応じます。	実施	実施
特別支援教育就学奨励費制度	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するための奨励費の支給を行います。	実施	実施
特別支援教育補助教職員	小中学校において特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行うために特別支援教育コーディネーター後補充講師、特別支援学級指導講師、学級支援介助員等の補助教職員を小中学校に配置します。	56人 (配置者数)	実施
特別支援教育指導員の配置	特別支援教育に係る就学相談や保育園、幼稚園、小中学校、高等学校及びその他関係機関が連携して特別な支援を必要とする児童生徒への対応を充実させるための指導員を配置します。	1人 (配置者数)	実施
障害者相談支援センター	子ども発達支援センターにて、発達に心配のある児童とその保護者に対し、療育や計画相談等の支援を行います。 また、障害者の相談拠点である障害者福祉センターにおいて子どもから大人まで一貫して必要な支援が実施できるようサポートします。	3,966件 (相談件数)	実施
保護者の交流の場の設置（レスパイト機能）	保護者同士が気軽に集い、情報交換、情報収集ができる場を設置します。	8回 (談話会回数)	実施

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
関係機関の連携強化	早期発見から早期療育へ円滑に移行できるよう、関係機関の連携の強化を図ります。	実施	実施
障害に係る情報提供	障害の特性を正しく理解してもらうため、パンフレット類の作成、発達支援セミナー等を実施します。	実施	実施
親子通園事業 (あじさい教室)	発達の心配な就学前児童とその保護者が集う機会を設け、早期の療育的介入と保護者が児童の特性を理解するため、親子教室を開催します。	94回 (開催回数)	実施

個別目標4 不登校児童等への支援

学校生活になじめない児童生徒を教育支援センターで受け入れ、適切な支援を行うことにより、児童生徒の自主性、社会性の育成を図るとともに、学校への復帰を支援します。また、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーと連携して、不登校児童の学校への復帰の後押しや不登校を未然に防ぐ手助けを行います。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
教育支援センター	不登校状態にある児童生徒を受け入れて、適切な支援を行うことにより、学校への復帰や社会的自立を支援します。	実施	実施
相談支援	不登校に関する相談に対して、教育支援センターのスタッフが相談に応じ、適切な支援を行います。	3人 (配置者数)	実施
専門的職員の配置	スクールソーシャルワーカー等が不登校や引きこもり状態にある児童生徒の家庭を訪問することで、児童生徒及び保護者への支援を行います。	5人 (配置者数)	6人 (配置者数)
外国人児童に向けた支援	日本語指導を行う職員を配置し、児童生徒及び保護者への学校生活における支援を行います。	実施	実施

【アンケート・ヒアリングからの意見】



- スクールカウンセラーのような、専門的な知識のある方と気軽にお話（相談）出来るような場所があれば良いと思います。＜アンケートより＞
- 児童虐待など不適切な養育環境のお子さんもみえますので、生まれつきの発達の偏りなのか、それとも養育環境による影響なのかの判別は非常に難しいケースもありますが、虐待防止の取組も今後さらに重要になってくると思います。＜ヒアリングより＞
- （住みやすいまちであるために必要なことは）いじめや喧嘩をなくし平等にする。＜子どもアンケートより＞
- いじめられている子をよく見る。見て見ぬふりをしている先生が多い。注意してほしいといっても強く言ってくれないし、適当にいつてしっかり言ってくれる先生が少ない。言いにくいのもわかるが、本当に困ってる生徒もいるから助けを求めている、見かけたりしたら相談をしてあげてほしい。＜子どもアンケートより＞
- 同年代の友だちとトラブルが生じた際の解決能力が弱くなってきており、一方で自己主張が強く、コミュニケーション力が乏しくなってきたと感じる。＜ヒアリングより＞
- 障がい児を持つ親の場合（知的、身体、精神、発達を含む）、子どもが自立していくまでの道筋をどう持っていけばいいのか不安を感じる。当然子どもにもよるが、大人になるまでいくつかの例を通して安心感を持てるような情報があるとよい。特に障がい児を持つ場合、親の就労にも制限がかかることが多く経済的に不安をかかえるので、子どもが育ってから一人でも自立できない場合に経済的な支援が安心できる程度にあると嬉しい。＜アンケートより＞
- 健常である子どもと発達障害のある子どもを同じ環境で活動している状況を子ども達に理解してもらうことが難しい。＜ヒアリングより＞

基本目標6 子どもが輝く未来の実現に向けた仕組みづくり

個別目標1 教育の機会の均等

すべての子どもたちの「輝く未来の実現」のため、すべての子どもに対して、家庭環境に左右されることなく成長段階に即した学習機会の提供に努めます。また、教育に係る費用の経済的負担の軽減を図ります。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
子どもの学習・生活支援事業	経済的に課題のある世帯の子ども及び保護者に対して、学習・生活支援を行います。	実施	実施
福祉資金等貸付制度	子どもの進学等に対する費用の貸付等について、必要な支援を行います。	実施	実施
補助教員の配置	再掲：基本目標4-個別目標2	62人 (配置者数)	実施
実費徴収に係る補足給付を行う事業	未移行の幼稚園に通う児童のうち、一定所得以下の世帯等に対し、副食費を助成します。	実施	実施
高等学校等修学助成制度	教育の機会均等及び人材の育成に寄与するため、経済的理由により高等学校等の修学が困難な状況にある生徒を対象に修学資金の助成を行います。	実施	実施
就学援助制度	経済的な理由により児童生徒を就学させることが困難な家庭に、給食費等の義務教育にかかる費用の一部を補助します。	実施	実施
子育て支援事業の利用料等の軽減制度	保育料や児童クラブ利用料金等、サービス利用料を軽減します。	実施	実施
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	幼児教育・保育の無償化の対象とならない多様な集団の活用について助成します。	実施	実施

個別目標 2 健やかな成育環境の整備

すべての子どもが健やかに育まれるよう、地域と連携しながら子ども食堂等居場所の確保に努めます。また、地域において様々な活動をしている人やNPO等による放課後子ども教室における体験活動への支援等、地域社会全体で子どもを育てる環境を構築していきます。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
子ども食堂の開設・運営に関する支援	食育促進や居場所づくりとしての利用を促すため、開設・運営に必要な情報を提供します。	実施	実施
様々な体験の機会の提供	NPO等市民団体の協力により、子どもの成長に必要な様々な学びや体験ができる機会、場所を検討します。	実施	実施
教室、講座等の利用料の軽減	文化・スポーツ等子どもの豊かな発育に必要な講座等の利用料の軽減を図ります。	実施	実施
教育機関と福祉関連機関等との連携体制の構築	経済的に課題のある子どもを早期の段階で必要な支援を行えるよう、福祉関連機関との連携体制の構築を進めます。さらに、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、福祉総合相談体制等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭支援を充実させます。	実施	実施

個別目標3 配慮が必要な家庭への体制の充実

すべての子どもが家庭の経済的状況等にかかわらず健やかに生まれ、育成されるよう妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行うための体制の整備に努めます。

また、子育て世帯をはじめ生活困窮世帯からひとり親家庭に向けて、幅広い支援や制度等を的確に周知するための情報の発信に努めます。

さらに、子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活や就業等に関する必要な支援を行い、安心して子育てをしながら生活できる環境整備や相談体制の充実を図ります。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭の自立に向け、母子・父子自立支援員による就業や資格取得等様々な相談やアドバイスを行います。	実施	実施
生活困窮相談員	生活困窮世帯の就労支援等、自立を図るための専門相談を実施します。	254人 (相談実人数)	実施
ひとり親家庭のピアサポート事業	ひとり親家庭の保護者の健康維持のための交流や情報交換の場を実施します。	実施	実施
里親になる人材の募集啓発	社会的養護を推進するため、支援する里親の確保のための啓発を行います。	実施	実施
生活支援に関する情報提供の充実	生活支援に関する各種サービス・活動について、民間事業者や市民団体の活動も含め、情報提供の充実に努めます。	実施	実施
相談員、支援者等の資質向上	子どもの貧困等に関する多様な相談に対応できる相談員等の育成に努めます。	実施	実施
養育費の確保に関する相談	養育費の確実な確保に向けた事前相談を実施します。また愛知県の相談支援センターの周知も図ります。	実施	実施
【新規】 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。		実施
【新規】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童や保護者への相談等を行う。		実施

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
【新規】 親子関係形成支援事業	講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するなど、親子間における適切な関係性の構築を図ります。		実施

個別目標4 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと仕事の両立は不可欠であることから、関係機関との連携を強化し、経済的自立に向けた支援を行います。

離婚等によりひとり親となった家庭の経済的な負担を軽減するため、手当の支給、各種サービスの利用料、負担金の軽減等の取組を実施し、生活の安定を図ります。

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
自立支援教育訓練給付金	職業に役立つ技能や資格の取得のため、資格取得に要する費用を補助します。	実施	実施
高等職業訓練促進給付金	看護師等の資格取得に長期間を有する職業に就くため、資格取得にかかる期間の生活費を支援します。	実施	実施
ひとり親家庭等日常生活支援事業	就職活動等、自立に向けた活動を行う場合に、家庭生活を支援するための支援員を派遣します。	実施	実施
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	就職に必要な高校卒業資格を取得するための費用の一部を助成します。	実施	実施
キャリアアップ支援	収入増加のためのキャリアアップを目指すひとり親に対し、継続した相談支援を行います。	実施	実施
母子・父子自立支援員	再掲：基本目標6-個別目標3	実施	実施
ひとり親家庭生活支援事業	愛知県等がひとり親家庭の心身のケアのために実施する事業の啓発に努めます。	実施	実施
児童扶養手当制度	適正な手当支給を行うとともに、制度改正等による混乱を招くことの無いよう周知を図ります。	実施	実施
愛知県遺児手当制度	制度の周知を図り、適正な手当支給を行います。	実施	実施
日進市ひとり親家庭等手当	ひとり親家庭等における金銭面の支援を行います。受給者の自立に向けた支援を行います。	実施	実施

事業名	内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標
ひとり親家庭等医療 費助成制度	ひとり親家庭等における医療 面の支援を行います。	実施	実施
こどもの学習・生活 支援事業	経済的に課題のある世帯の子 ども及び保護者に対して、学 習・生活支援を行います。	実施	実施

【アンケート・ヒアリングからの意見】



- 勉強する時に使えるスペースを図書館以外で作ってほしい。（図書館はいつも埋まっていて取り合いになっているのと、そういう場所が欲しいという声を周りで聞くから。）＜子どもアンケートより＞
- 高校までを無償化にしてください。＜子どもアンケートより＞
- 相談したいことがあっても言える人がいない。家では自分が普通のことができないから怒られる。＜子どもアンケートより＞
- 子育て環境ももちろん大切だが、勤務日は親子ともに家でゆっくりする時間がない。もっと精神的にも時間的にもゆったり生活できたら子どもたちにも穏やかに接せるのと思う。＜アンケートより＞
- 親が忙しいため、子どもと向き合う時間がないように感じる。＜ヒアリングより＞
- ファミサポには、ひとり親家庭からの支援依頼が増加している。＜ヒアリングより＞
- 保護者と子どもとの信頼関係が築けない事例がある＜ヒアリングより＞

◆ 「子どもの貧困」の解消に向けた取組

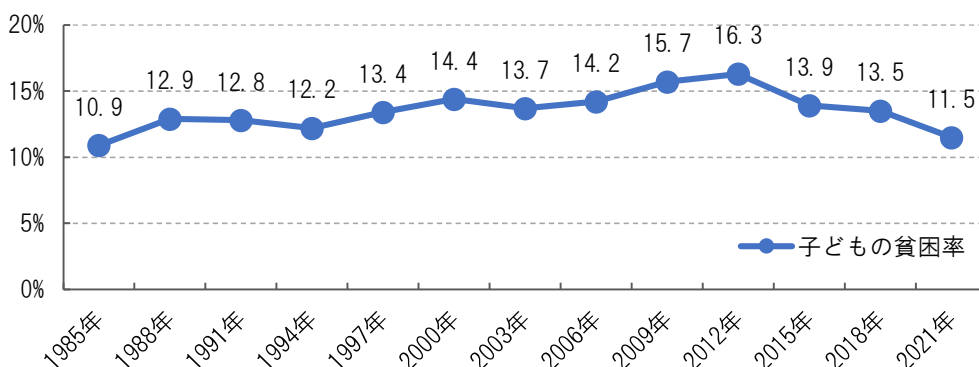
子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

本市では、教育の支援、生活の安定支援、職業生活の安定と向上のための就労支援、経済的支援など、基本目標6で掲げた事業や取組を推進することで、子どもの貧困の解消に努めます。

すべての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることがなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を行います。

「国民生活基礎調査」によると、日本の子どもの貧困率は、1980年代から上昇傾向にあり、2012年（平成24年）に過去最悪の16.3%となりました。その後、2021年（令和3年）には11.5%に減少しているものの、子どもの8人に1人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らし、今なお、支援を必要とする子どもやその家族が多い状況となっています。

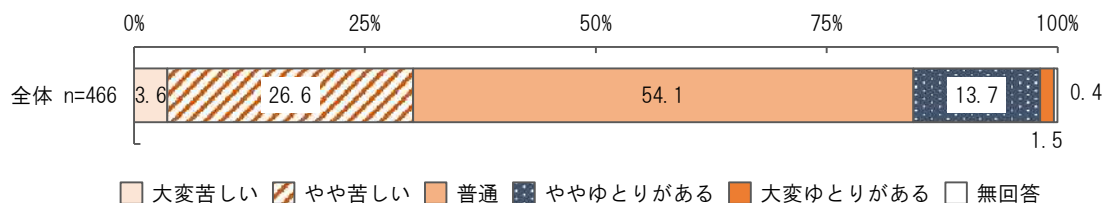
■ 子どもの貧困率の推移



資料：国民生活基礎調査

本市の小学生（低学年）の保護者へのアンケートによると、現在の暮らしの経済的な状況は、「普通」が半数以上を占めるものの、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた約3割は生活が苦しいと回答しています。

■ 本市の子育て家庭の暮らしの状況



第5章

子ども・子育て
支援事業の展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

国の基本指針では、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として区域を定めることとなっています。その基準は、地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、整備状況その他地域の実情を勘案したものとされています。

本市では、市域がコンパクトであり、現在保育園等の入園においても通園区域を設けていないことから、事業の実施区域と対象が一致し、全体での需給調整が可能となる「市全域」を一つの単位として設定します。

ただし、放課後児童対策事業においては、小学校区単位での利用を基本としていることから、「小学校区」（9学区）を一つの単位とします。



2 将来の子ども人口の見通し

本市の0歳～17歳の推計人口は、0歳～5歳は増加、6歳～11歳は微減、12歳～17歳は令和10年までは増加が見込まれています。

令和11年には0歳～5歳は5,669人、6歳～11歳は5,919人、12歳～17歳は6,477人、合計で18,065人となる見込みです。

年齢	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)
0歳	851	898	864	872	874
1歳	892	921	962	926	935
2歳	920	922	946	988	953
3歳	905	944	933	956	994
4歳	974	918	955	942	965
5歳	905	980	922	964	948
0～5歳	5,447	5,583	5,582	5,648	5,669
6歳	982	919	993	937	980
7歳	1,035	994	924	993	942
8歳	1,015	1,047	1,002	932	1,000
9歳	1,096	1,017	1,049	1,003	929
10歳	1,079	1,105	1,024	1,057	1,008
11歳	1,045	1,083	1,110	1,027	1,060
6～11歳	6,252	6,165	6,102	5,949	5,919
12歳	1,024	1,048	1,087	1,113	1,029
13歳	1,129	1,032	1,055	1,096	1,120
14歳	1,058	1,135	1,035	1,058	1,098
15歳	1,001	1,061	1,139	1,036	1,058
16歳	1,014	1,001	1,057	1,136	1,031
17歳	1,070	1,017	1,005	1,061	1,141
12～17歳	6,296	6,294	6,378	6,500	6,477
合 計	17,995	18,042	18,062	18,097	18,065

3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の状況

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園の事業

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

実績の推移

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和2年度	幼稚園	1,913	231				
	認定こども園	(553)					
令和3年度	認定こども園		260		203	330	418
	保育園						
令和4年度	幼稚園	1,827	248				
	認定こども園	(513)					
令和5年度	認定こども園		276		198	331	426
	保育園						
令和6年度	幼稚園	1,721	280		208	345	417
	認定こども園	(484)					
令和7年度	認定こども園		1,518		183	343	432
	保育園						
令和8年度	幼稚園	1,617	1,520		182	342	431
	認定こども園	(492)					
令和9年度	認定こども園						
	保育園						

※（ ）内は、他市町の施設利用人数（内数）です。

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：人

令和7年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①	1,562 (250) ----- 1,829	267	1,466	182	340	421
確保の内容 ②	1,562	267	1,600	179	368	448
幼稚園／認可保育園／認定こども園	1,562	267	1,600	155	291	366
地域型保育事業	－	－	－	24	77	82
認可外保育施設	－	－	－	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	134	△3	28	27

※令和7年度から令和11年度の各表について

（ ）内は、他市町の施設利用人数（内数）です。

1号認定における「確保の内容」には、他市町の施設分490人（名古屋市150人、長久手市50人、東郷町10人、みよし市280人）が含まれます。

5か年ともに、市内の幼稚園を250人（長久手市150人、名古屋市50人、東郷町50人）が利用します。

単位：人

令和8年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①	1,595 (250) ----- 1,867	272	1,497	192	351	422
確保の内容 ②	1,595	272	1,590	192	376	456
幼稚園／認可保育園／認定こども園	1,595	272	1,590	162	291	366
地域型保育事業	－	－	－	30	85	90
認可外保育施設	－	－	－	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	93	0	25	34

単位：人

令和9年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①	1,577 (250) ----- 1,846	269	1,480	185	367	433
確保の内容 ②	1,577	269	1,580	192	376	456
幼稚園／認可保育園／認定こども園	1,577	269	1,580	162	291	366
地域型保育事業	－	－	－	30	85	90
認可外保育施設	－	－	－	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	100	7	9	23

単位：人

令和10年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①	1,606 (250) ----- 1,880	274	1,507	186	353	452
確保の内容 ②	1,606	274	1,570	192	376	456
幼稚園／認可保育園／認定こども園	1,606	274	1,570	162	291	366
地域型保育事業	—	—	—	30	85	90
認可外保育施設	—	—	—	0	0	0
過不足（②—①）	0	0	63	6	23	4

単位：人

令和11年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①	1,631 (250) ----- 1,909	278	1,531	187	356	436
確保の内容 ②	1,631	278	1,560	192	376	456
幼稚園／認可保育園／認定こども園	1,631	278	1,560	162	291	366
地域型保育事業	—	—	—	30	85	90
認可外保育施設	—	—	—	0	0	0
過不足（②—①）	0	0	29	5	20	20

提供体制の考え方

- 1・2号認定については、既存の市内施設での対応を基本に努めます。
- 3号認定については、今後も高い保育ニーズが見込まれるため、待機児童を生じさせないよう教育・保育施設の維持・確保に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

実績の推移

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保の内容 ②	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足 (②—①)	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 基本型については、子育て支援事業を円滑に利用できるように、相談や情報提供等の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、体制の充実を図ります。
- 母子保健型については、令和6年度から「こども家庭センター型」として、児童福祉分野との連携を強化し実施しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

実績の推移

単位：人日・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	28,323	28,500	33,320	34,288	35,000
実施箇所数	3	3	3	3	3

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	35,317	36,376	37,467	38,591	39,749
確保の内容 ②	35,317 (3か所)	36,376 (3か所)	37,467 (3か所)	38,591 (3か所)	39,749 (4か所)
過不足(②―①)	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

○現在3箇所での実施となっており、今後も連携を取り、事業の充実・周知に努めることで、より一層の利用を図ります。

○市民が利用しやすいよう国の方針に従い中学校区毎に1か所の設置を目指していきます。

(3) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

① 幼稚園型

実績の推移

単位：人日・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	19,738	23,679	25,899	24,865	24,800
実施箇所数	4	4	4	4	4

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	24,735	24,670	24,605	24,540	24,475
1号認定	24,735	24,670	24,605	24,540	24,475
2号認定	—	—	—	—	—
確保の内容 ②	24,800 (4か所)	24,800 (4か所)	24,800 (4か所)	24,800 (4か所)	24,800 (4か所)
過不足 (②－①)	65	130	195	260	325

提供体制の考え方

- 現在の体制で見込み量に対応できているため、引き続き提供量の確保に努めます。
- 2号認定者における、幼稚園型の一時預かりニーズを抽出することが困難なため、見込み量の設定は行いませんが、ニーズがある場合には適切に対応していきます。

② 幼稚園型以外

実績の推移

単位：人日・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	5,953	5,731	4,656	6,529	6,530
実施箇所数	9	9	9	9	9

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	6,530	6,530	6,530	6,530	6,530
確保の内容 ②	6,530	6,530	6,530	6,530	6,530
過不足 (②—①)	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

○保護者の社会的な理由だけでなく、子育てに伴う様々な事由により、一時預かりのニーズは高まっているため、ニーズに応じ、提供量の維持・確保を図ります。

（４）時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

実績の推移

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年間利用者数	375	376	335	306	280
実施箇所数	17	18	19	19	19

※令和６年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み ①	318	325	325	329	331
確保の内容 ②	331 (19か所)	331 (19か所)	331 (19か所)	331 (19か所)	331 (19か所)
過不足 (②－①)	13	6	6	2	0

提供体制の考え方

〇ニーズ量に応じて、時間外保育事業（延長保育事業）の提供量の維持・確保を図ります。

(5) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

実績の推移

単位：人日・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	222	331	472	679	772
実施施設数	1	1	1	1	1

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	775	778	781	784	787
確保の内容 ②	800 (1か所)	800 (1か所)	800 (1か所)	800 (1か所)	800 (1か所)
過不足 (②—①)	25	22	19	16	13

提供体制の考え方

○引き続き、市が委託する施設（日進おりど病院病児・病後児保育センター）1施設で、提供量の確保に努めます。

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間養育できない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

① 市全域

実績の推移

単位：人・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	874	887	951	966	1,042
1年生	280	276	302	300	301
2年生	166	230	235	257	269
3年生	186	139	181	160	211
4年生	100	111	85	109	115
5年生	80	72	88	66	88
6年生	62	59	60	74	58
児童クラブ数	28	31	32	33	35
公設児童クラブ	9	9	9	10	11
民間児童クラブ	19	22	23	23	24

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：人・か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,078	1,114	1,152	1,192	1,233
1年生	334	345	357	369	382
2年生	263	272	281	291	301
3年生	200	207	214	221	229
4年生	119	123	127	132	136
5年生	90	93	96	100	103
6年生	72	74	77	79	82
確保の内容 ②	1,172	1,162	1,162	1,162	1,312
過不足 (②－①)	94	48	10	△30	79

《施設数》

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公設児童クラブ	11	11	11	11	11
民間児童クラブ	25	25	25	25	30
合 計	36	36	36	36	41

提供体制の考え方

- 民間児童クラブについては、今後のニーズ拡大に対応するため、新たな民間事業者による開設を進めていきます。
- 提供量の不足が見込まれる、西小学校区、東小学校区、北小学校区、梨の木小学校区、竹の山小学校区については、必要に応じて定員の拡大、小学校との空き教室や公共施設等の利用の協議や専用施設の整備を進めます。

② 西小学校区

実績の推移

単位：人・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	110	113	135	130	132
1年生	37	42	44	43	51
2年生	15	31	42	40	36
3年生	19	15	29	18	18
4年生	16	6	8	17	12
5年生	13	11	6	6	12
6年生	10	8	6	6	3
児童クラブ数	4	4	5	5	5
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	3	3	4	4	4

量の見込みと確保の内容

単位：人・か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	138	143	146	152	156
1年生	57	58	60	62	65
2年生	36	37	38	39	40
3年生	17	18	18	19	19
4年生	12	13	13	14	14
5年生	12	13	13	14	14
6年生	4	4	4	4	4
確保の内容 ②	132	132	132	132	162
過不足(②―①)	△6	△11	△10	△20	6

《施設数》

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	4	4	4	4	5
合 計	5	5	5	5	6

③ 東小学校区

実績の推移

単位：人・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	97	100	131	125	126
1年生	23	22	36	24	27
2年生	21	19	19	35	23
3年生	26	17	29	16	30
4年生	16	21	17	22	18
5年生	10	14	20	13	15
6年生	1	7	10	15	13
児童クラブ数	3	4	5	5	5
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	2	3	4	4	4

量の見込みと確保の内容

単位：人・か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	131	135	141	145	150
1年生	30	31	32	33	34
2年生	22	23	24	25	26
3年生	28	29	31	31	33
4年生	19	19	20	21	21
5年生	16	16	17	17	18
6年生	16	17	17	18	18
確保の内容 ②	135	135	135	135	155
過不足(②―①)	4	0	△6	△10	5

《施設数》

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	4	4	4	4	5
合 計	5	5	5	5	6

④ 北小学校区

実績の推移

単位：人・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	86	90	87	81	80
1年生	31	33	27	23	25
2年生	22	22	22	20	23
3年生	17	17	16	19	12
4年生	7	8	11	4	9
5年生	5	7	5	10	3
6年生	4	3	6	5	8
児童クラブ数	2	2	2	2	2
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	1	1	1	1	1

量の見込みと確保の内容

単位：人・か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	83	86	90	93	97
1年生	28	29	30	31	32
2年生	22	23	24	25	26
3年生	11	12	12	13	13
4年生	9	9	10	10	11
5年生	3	3	3	3	4
6年生	10	10	11	11	11
確保の内容 ②	70	70	70	70	100
過不足(②―①)	△13	△16	△20	△23	3

《施設数》

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	1	1	1	1	2
合 計	2	2	2	2	3

⑤ 南小学校区

実績の推移

単位：人・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	151	150	153	123	135
1年生	54	46	55	49	44
2年生	39	41	37	33	33
3年生	23	27	22	13	24
4年生	14	16	16	15	13
5年生	10	11	13	6	13
6年生	11	9	10	7	8
児童クラブ数	4	4	4	4	4
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	3	3	3	3	3

量の見込みと確保の内容

単位：人・か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	141	145	150	156	161
1年生	49	50	52	54	56
2年生	32	33	34	36	37
3年生	23	24	24	25	26
4年生	14	14	15	15	16
5年生	13	14	14	15	15
6年生	10	10	11	11	11
確保の内容 ②	165	165	165	165	165
過不足(②―①)	24	20	15	9	4

《施設数》

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	4	4	4	4	4
合 計	5	5	5	5	5

⑥ 相野山小学校区

実績の推移

単位：人・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	21	26	14	34	32
1年生	9	9	1	13	4
2年生	0	9	9	3	12
3年生	4	0	2	11	2
4年生	0	5	0	2	10
5年生	5	0	2	2	2
6年生	3	3	0	3	2
児童クラブ数	2	2	2	2	2
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	1	1	1	1	1

量の見込みと確保の内容

単位：人・か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	32	34	35	36	37
1年生	4	5	5	5	5
2年生	12	12	12	13	13
3年生	2	2	2	2	2
4年生	10	11	11	11	12
5年生	2	2	2	2	2
6年生	2	2	3	3	3
確保の内容 ②	44	44	44	44	44
過不足(②―①)	12	10	9	8	7

《施設数》

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	1	1	1	1	1
合 計	2	2	2	2	2

⑦ 香久山小学校区

実績の推移

単位：人・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	100	87	89	132	132
1年生	27	28	34	36	38
2年生	19	21	18	40	29
3年生	24	13	16	22	37
4年生	12	12	7	14	13
5年生	9	5	10	8	9
6年生	9	8	4	12	6
児童クラブ数	4	4	4	5	5
公設児童クラブ	1	1	1	2	2
民間児童クラブ	3	3	3	3	3

量の見込みと確保の内容

単位：人・か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	135	139	145	150	156
1年生	42	43	45	47	48
2年生	28	29	30	31	33
3年生	35	36	38	39	40
4年生	14	14	14	15	15
5年生	9	9	10	10	11
6年生	7	8	8	8	9
確保の内容 ②	180	180	180	180	180
過不足(②—①)	45	41	35	30	24

《施設数》

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公設児童クラブ	2	2	2	2	2
民間児童クラブ	3	3	3	3	3
合 計	5	5	5	5	5

⑧ 梨の木小学校区

実績の推移

単位：人・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	110	118	123	116	143
1年生	34	29	28	30	38
2年生	16	31	29	23	37
3年生	29	17	26	21	25
4年生	9	23	15	15	18
5年生	14	8	17	11	14
6年生	8	10	8	16	11
児童クラブ数	3	4	4	4	4
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	2	3	3	3	3

量の見込みと確保の内容

単位：人・か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	150	154	158	164	169
1年生	42	44	45	46	48
2年生	36	38	39	40	41
3年生	24	24	25	26	27
4年生	19	19	20	21	21
5年生	15	15	15	16	16
6年生	14	14	14	15	16
確保の内容 ②	142	142	142	142	172
過不足(②―①)	△8	△12	△16	△22	3

《施設数》

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	3	3	3	3	4
合 計	4	4	4	4	5

⑨ 赤池小学校区

実績の推移

単位：人・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	134	135	141	141	178
1年生	47	47	62	59	49
2年生	27	39	37	42	58
3年生	28	27	21	22	45
4年生	19	7	6	9	11
5年生	8	10	5	6	12
6年生	5	5	10	3	3
児童クラブ数	4	5	4	4	6
公設児童クラブ	1	1	1	1	2
民間児童クラブ	3	4	3	3	4

量の見込みと確保の内容

単位：人・か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	181	188	194	200	207
1年生	54	56	58	60	62
2年生	57	59	61	63	65
3年生	43	44	46	47	49
4年生	11	12	12	12	13
5年生	12	13	13	14	14
6年生	4	4	4	4	4
確保の内容 ②	234	224	224	224	224
過不足(②―①)	53	36	30	24	17

《施設数》

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公設児童クラブ	2	2	2	2	2
民間児童クラブ	4	4	4	4	4
合 計	6	6	6	6	6

⑩ 竹の山小学校区

実績の推移

単位：人・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	65	68	78	84	84
1年生	18	20	15	23	25
2年生	7	17	22	21	18
3年生	16	6	20	18	18
4年生	7	13	5	11	11
5年生	6	6	10	4	8
6年生	11	6	6	7	4
児童クラブ数	2	2	2	2	2
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	1	1	1	1	1

量の見込みと確保の内容

単位：人・か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	87	90	93	96	100
1年生	28	29	30	31	32
2年生	18	18	19	19	20
3年生	17	18	18	19	20
4年生	11	12	12	13	13
5年生	8	8	9	9	9
6年生	5	5	5	5	6
確保の内容 ②	70	70	70	70	100
過不足(②―①)	△17	△20	△23	△26	0

《施設数》

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公設児童クラブ	1	1	1	1	1
民間児童クラブ	1	1	1	1	2
合 計	2	2	2	2	3

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

実績の推移

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	14	6	0	2	6
実施箇所数	3	3	3	3	3

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	14	14	14	14	14
確保の内容 ②	14 (3か所)	14 (3か所)	14 (3か所)	14 (3か所)	14 (3か所)
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

○宿泊の伴うニーズは必ずしも高くはないものの、ひとり親世帯や緊急時等、実績が数件あることから、一定枠を見込むものとします。

（８）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

実績の推移

単位：件

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ預かり件数	3,795	4,650	4,121	4,361	4,340
就学前児童	1,033	1,694	1,653	1,649	1,640
就学児童	2,762	2,956	2,468	2,712	2,700

※令和６年度は見込みです。

《参考》

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
依頼会員数	315	288	361	463	369
援助会員数	94	90	106	86	88
両方会員数	72	57	51	56	54

量の見込みと確保の内容

単位：件

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み ①	4,345	4,345	4,345	4,345	4,345
就学前児童	1,633	1,633	1,633	1,633	1,633
就学児童	2,712	2,712	2,712	2,712	2,712
確保の内容 ②	4,345	4,345	4,345	4,345	4,345
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

○援助会員の確保について、募集周知に努めます。

○人材の育成に重点を置き、依頼について円滑に利用できるよう体制を整えます。

(9) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

実績の推移

単位：人・回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診対象者数(妊娠届出数)	934	875	860	848	850
延べ受診回数	12,439	11,880	11,851	11,121	11,435
受診率	95.1%	97.0%	98.4%	93.7%	96.1%

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	11,445	12,077	11,620	11,727	11,754
確保の内容 ②	11,445	12,077	11,620	11,727	11,754
過不足(②—①)	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 健やかな妊娠・出産のため、すべての妊婦が必要な健診を受けられるよう、親子健康手帳交付時から丁寧な啓発を続けます。
- 適切な時期に適切な健診を受けられる体制を維持します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実績の推移

単位：人・件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問対象者数	840	900	859	822	800
訪問件数	811	878	899	882	890
訪問実施率	96.5%	97.6%	104.7%	107.3%	111.3%

※令和6年度は見込みです。

※訪問実施率は再訪問を加算しているため、100%を超える場合があります。

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	851	898	864	872	874
確保の内容 ②	851	898	864	872	874
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 乳児と保護者の状況を把握し、必要に応じて支援が必要な方への早期支援に努めます。
- 助産師や保健師が訪問し、育児相談に対応する新生児訪問や民生委員・児童委員、主任児童委員等が家庭を訪問し、子育て情報を届け地域で子育てを見守るこんにちは赤ちゃん訪問等家庭の状況に合わせた訪問を行います。
- 専門的な指導ができるよう助産師等の人員確保に努めます。

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、保健師、助産師、看護師等の専門的な資格を有する者による専門的な育児相談及び育児、栄養、発達等に関する指導を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

実績の推移

単位：世帯

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問世帯数	17	15	35	13	2

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：世帯

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	2	2	2	2	2
確保の内容 ②	2	2	2	2	2
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 改正児童福祉法により令和6年度以降、専門的相談支援に特化して実施します。
- 必要に応じて、専門的な指導が必要な家庭への支援ができる体制を継続します。

(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

新制度未移行の幼稚園に通う児童のうち、一定所得以下の世帯に対し、副食費を助成する事業です。

実績の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	68	67	69	57	57

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	64	64	64	64	64
確保の内容 ②	64	64	64	64	64
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

※現幼稚園が新制度に未移行の場合を想定しています。

提供体制の考え方

- 対象が小学校3年生から数えて第3子以降の子がいる世帯及び一定所得未満の世帯であることから、利用者は年度により変動すると思われますが、申請に対する給付を継続して行っています。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

実績の推移

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	—	—	—	—	150

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	150	150	150	150	150
確保の内容 ②	150	150	150	150	150
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

○令和6年度より、養育支援訪問事業から育児・家事援助を移行するとともに対象者を拡充し、新たな事業として実施しています。

(14) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行う事業です。

実績の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児童数	－	－	－	－	－

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	－	8	8	8	8
確保の内容 ②	－	20	20	20	20
過不足(②－①)	－	12	12	12	12

提供体制の考え方

- 地域の中で安全で安心して過ごせるこどもの居場所として令和8年度からの実施を目指して取り組みます。

(15) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、親子間における適切な関係性の構築のために必要な支援を行う事業です。

実績の推移

単位：世帯

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象世帯数	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位：世帯

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	—	—	—	—	10
確保の内容 ②	—	—	—	—	10
過不足 (②—①)	—	—	—	—	0

提供体制の考え方

○健全な親子関係の形成に向け、令和11年度からの実施を目指して取り組みます。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談などを行い、心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

令和5年2月から開始しています。

実績の推移

単位：人・回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出数	934	875	860	848	850
1組あたりの面談回数	－	－	2	3	3
延べ面談実施回数	－	－	139	1585	1466

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,715	1,812	1,743	1,759	1,764
確保の内容 ②	1,715	1,812	1,743	1,759	1,764
こども家庭センター	817	863	830	838	840
上記以外	898	949	913	921	924
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 妊娠届出をした妊婦・その配偶者等に対して、少なくとも3回以上の面談等を行い、心身の状況や置かれている環境等の把握とともに、母子保健や子育てに関する情報提供、相談等の伴走型支援を行っていきます。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等の施設で、保育所等に入所していない乳児又は幼児（満3歳未満）に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談と子育てについての情報の提供、助言、援助を行う事業です。

実績の推移

単位：人日

1月あたり	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	—	—	—	—	—
0歳	—	—	—	—	—
1歳	—	—	—	—	—
2歳	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	—	10	11	36	36
0歳	—	4	4	14	14
1歳	—	3	4	11	12
2歳	—	3	3	11	10
確保の内容 ②	—	10	11	36	36
過不足（②—①）	—	0	0	0	0

※令和8年度・9年度は、利用時間数について経過措置を適用しています。

提供体制の考え方

- すべてのこどもの育ちを応援し、子育て世帯の働き方やライフスタイルにかかわらない支援の強化に向けて、令和8年度からの実施に向けて取り組みます。

(18) 産後ケア事業

産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

実績の推移

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	62	47	57	139	233

※令和6年度は見込みです。

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	272	287	276	279	279
確保の内容 ②	272	287	276	279	279
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 産後ケアを必要とするすべての人が利用できる体制を確保します。
- 宿泊型、通所型、訪問型を実施し、ニーズに合わせた支援を提供します。

5 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることを踏まえ、適切な情報提供等を行うなど、認定こども園への移行を検討する既存の幼稚園に対し、移行支援を行います。また、認定こども園に対する市民の理解が得られるよう、今後は市民に対して様々な媒体を利用しながら、広く認定こども園についての周知に努め、利用の促進を図ります。

さらに、こどもやその保護者が安心して教育・保育サービスを利用できるよう、現在実施している保育士や幼稚園教諭の合同研修を継続し、それぞれの資質の向上を促します。

6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付について、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等の法に基づく事務の執行について、県と連携して実施します。

制度の円滑な実施のため、施設等利用給付費の仕組みや手続きの方法等についてわかりやすく周知するとともに、認可保育所だけでなく、幼稚園や認可外保育施設についても市民に広く周知します。

第 6 章

計画の推進・評価体制

第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取組（役割）と市全域での取組（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により子ども・子育て支援施策に係る取組を効果的に推進するとともに、社会福祉協議会等の関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取組を支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

市全域で子ども・子育て支援等を推進するために、「広報につしん」や市ホームページだけでなく、学校や企業等様々な機関と協力をしながら多様な媒体を用いて、広く市民に計画の趣旨等がわかりやすく伝わるよう努めます。

3 計画の評価と進行管理

計画の推進にあたっては、計画に即した事業が円滑に実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、日進市子ども施策推進委員会を通じて公表していきます。

資料編

資料編

1 日進市未来をつくる子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 子どもの大切な権利（第4条－第14条）

第3章 大人による子どもの権利保障（第15条－第19条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第20条－第27条）

第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復（第28条－第30条）

第6章 雑則（第31条）

附則

子どもは、社会の一員として仲間や大人とともに、よりよい未来をつくっていくことができる大切な存在です。

子どもたちは、次のように語ります。

「私たちは、いろいろなことを知り、学び、選び、目標に向かいチャレンジすることができます。

そのために必要な力を借りることもできます。

そして、夢をかなえることができます。

私たちは、大人のために利用されることはなく、気持ちや考えを言うことができます。

私たちには、助けてくれる人たち、支えてくれる人たちがいます。

私たちは、大切にされ、安全で、安心なまちに住むことができます。

私たちは、みんな仲間です。

お互いに受けとめ合い、協力することができます。

悩みを相談したり、助けを求めたりもできます。

生きていることが楽しいと思えることは、あたり前ではなく、とてもすばらしいことです。

私たちは、お互いの自由と権利を大切にして、ともに生きていたいと願います。

私たちは知ってほしい。守られていない権利があることを。

だから、この条例を知ってほしい。」

日進市にともに暮らす私たち市民は、子どもの権利や参加の機会を保障することが、子どもにとってやさしいまちづくりにつながると考え、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、子どもの基本的人権としての子どもの権利を保障し、子どもがいきいきと育つことを地域社会全体で支え合う仕組みを定めることにより、子どもとともに、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 子ども 市内に住んだり、市内で学んだり、活動したり、働いたりする18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。
- (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する立場にある人をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 市内にある学校、児童福祉施設など子どもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。
- (5) 地域住民など 地域の住民、地域で活動を行う団体、市内の事業者などをいいます。

(基本的考え方)

第3条 この条例により子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、次の考え方に基づきます。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって一番よいことを第一に考えます。
- (2) 子どもの年齢や成長に配慮します。
- (3) 子どもと大人の信頼関係を基本に、地域全体で取り組みます。
- (4) 子ども自身の意思や力を大切にします。

第2章 子どもの大切な権利

(権利の保障と尊重)

第4条 この章に定めるそれぞれの子どもの権利は、あらゆる機会において、子どもが、ひとりの人間として育ち、学び、生活していく上で大切な権利として、保障されます。

2 子どもは、自分の権利を学び、大切にし、他の人の権利を認め、尊重するよう努めます。

3 特別に支援が必要な子どもは、必要に応じて配慮されます。

(愛される権利)

第5条 子どもには、次のとおり、ひとりの人間として尊重され、愛される権利があります。

- (1) ありのままの自分を受け入れてもらうこと。
- (2) 自分の気持ちや考え、個性や能力が認められ、大切にされること。

(守られる権利)

第5条 子どもには、次のとおり、心や体を傷つけるものから、自分を守り、守られる権利があります。

- (1) あらゆる暴力、危害、差別から守られること。
- (2) 自分を守る情報が得られ、安心して気持ちや考えを伝え、相談できること。

(自分らしく生きる権利)

第7条 子どもには、次のとおり、自分を大切にし、自分らしく生きる権利があります。

- (1) ありのままの自分に自信をもって生きること。
- (2) 自分で自分のことを決めること。
- (3) 目標に向かってチャレンジできること。

(気持ちや考えを伝える権利)

第8条 子どもには、次のとおり、自分の気持ちや考えを伝える権利があります。

- (1) さまざまなことに関して感じ、考えたことを伝えたり、表現したりできること。
- (2) 相手の気持ちも自分の気持ちも大切にするコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。

(学ぶ権利)

第9条 子どもには、次のとおり、さまざまなことを知り、さまざまなことから学ぶ権利があります。

- (1) 必要な知識や情報が得られること。
- (2) 必要な教育を受けたり、自ら学びたい内容を学んだりする機会が得られること。
- (3) 文化や芸術、スポーツ、社会体験など豊かな自己を育む経験ができること。

(遊ぶ権利)

第10条 子どもには、次のとおり、遊びをとおして成長する権利があります。

- (1) 遊びが大切にされ、十分に遊ぶこと。
- (2) 遊びに触れる場と仲間が得られること。

(心や体を休める権利)

第11条 子どもには、次のとおり、心や体を休める権利があります。

- (1) 安心できる場所で休み、十分に眠ることができること。
- (2) 余暇を楽しみ、自由な時間を過ごせること。

(自然とふれ合う権利)

第12条 子どもには、次のとおり、自然とのふれ合いをとおして成長する権利があります。

- (1) 身近な自然を受け継ぐこと。
- (2) 自然とふれ合い、ともに生きる知恵が得られること。

(参加する権利)

第13条 子どもには、次のとおり、自分に関わる場に参加する権利があります。

- (1) 参加に必要な情報が得られること。
- (2) 意見を発表したり、意思決定に関わったりすることができること。
- (3) 仲間をつくり、集まり、自治的な活動を行うことができること。

(ともに生きる権利)

第14条 子どもには、次のとおり、他の人とともに生きる権利があります。

- (1) 性別、年齢、国籍、文化などが異なる人たちと、ふれ合い、受けとめ合い、育ち合い、仲間になる機会が得られること。
- (2) 子ども同士又は子どもと大人の支え合い助け合う関係が大切にされること。

第3章 大人による子どもの権利保障

(共通の責務)

第15条 大人は、子どもの権利について理解し、その保障のために、第3条に定める基本的考え方

に基づき、子どもに必要な支援を行わなければなりません。

2 大人は、子どもが、自らの権利を理解し、自己肯定感を育み、仲間をつくり、他の人や社会と関わる力を身につけることで、自らの力を発揮できるように支援しなければなりません。

3 大人は、いかなる場合も、暴力、危害、差別などにより、子どもの心や体を傷つけてはなりません。

（保護者の責務）

第16条 保護者は、子育てに第一の責任を持つものとして、次のことに取り組まなければなりません。

（1）子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。

（2）子どもの気持ちや考えを受けとめ、十分に話し合うこと。

（3）子どもとともにいる時間を大切にし、子どもが豊かに育つための機会をつくり出すよう努めること。

（施設関係者の責務）

第17条 施設関係者は、子どもの教育や福祉にたずさわるものとして、次のことに取り組まなければなりません。

（1）子どもが豊かに育つ環境や教育を充実させること。

（2）子どもの気持ちや考えを受けとめ、子どもが自分に関わることに参加する機会を設けること。

（3）虐待やいじめを予防し、その早期発見に努めること。

（4）子どもの権利を理解し、保障するために、研修など職場環境を充実させること。

（地域住民などの責務）

第18条 地域住民などは、子どもとともに暮らす地域社会の一員として、次のことに取り組まなければなりません。

（1）子どもをあたたく見守ること。

（2）地域において、子どもが豊かに育つための機会をつくり出すよう努めること。

（3）子どもの気持ちや考えを大切にし、地域の行事や活動に参加する機会を設けること。

（4）子どもの権利を理解し、保障するために、職場や地域の環境の充実に努めること。

（市の責務）

第19条 市は、保護者、施設関係者、地域住民などと連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために、必要な施策を実施しなければなりません。

2 市は、保護者、施設関係者、地域住民などが、それぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

（権利の周知と学習支援）

第20条 市は、子どもの権利月間を設け、この条例と子どもの権利について、周知を図るとともに、必要な取組を実施します。

2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域で、子どもと大人が、子どもの権利について学ぶことができ

るよう必要な支援を行います。

（暴力に対する取組）

第21条 市は、子どもへの虐待の早期発見に取り組めます。

2 市は、虐待を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して必要な支援を行います。

3 市は、虐待や体罰を予防するため、必要な取組を実施します。

（危害に対する取組）

第22条 市は、子どもが薬物や犯罪などの危害を受けないよう、必要な取組を実施します。

2 市は、子どもが安全で、安心して暮らすことができるよう、公共施設などの整備や必要な支援を行います。

（子育て家庭への支援）

第23条 市は、保護者が、子育ての喜びを実感し、安心して子育ての責任を果たせるよう必要な支援を行います。

2 市は、特別に支援が必要な家庭及び子どもに対し、安心して暮らすことのできるよう支援を行います。

（育ちの支援）

第24条 市は、子どもが、さまざまなことを体験したり、仲間と交流したりする場づくりを行うなど、豊かな自己を育むことを支援します。

2 市は、子どもが、仲間と集い、自治的な活動ができる居場所づくりを進めます。

3 市は、子どもが、いつでも安心して相談できる場の充実を図ります。

（施策への参加の充実）

第25条 市は、子どもに関係する施策の計画及び実施にあたっては、子どもが主体的に参加できる環境の整備や機会の充実を進めます。

（子どもに関する行動計画）

第26条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、子どもに関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、必要に応じて、その内容を見直します。

（子ども施策推進委員会）

第27条 市は、行動計画の策定及び円滑な推進を図るため、子ども施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置きます。

2 推進委員会は、行動計画の推進に関し、調査、検証などを行い、その結果を市長に報告します。

3 市長は、推進委員会の報告に基づき、必要な措置を行います。

4 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

（子どもの権利擁護委員の設置）

第28条 市は、子どもの権利侵害について、救済の申立てを適切かつ速やかに処理するため、日進市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置します。

- 2 擁護委員は、3人以内とし、人格に優れ、子どもの人権や教育などに関して知識や経験のあるもののうちから、市長が委嘱します。
- 3 擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

（擁護委員の所掌）

第29条 擁護委員は、子どもの権利侵害についての相談や救済の申立てを受けた場合は、必要に応じて事実の調査及び関係者間の調整を行うとともに、その解決に向けての助言や支援を行います。

- 2 擁護委員は、子どもの成長や人格形成に影響を及ぼすと認めるときに、子どもの権利を侵害したもののに対して、勧告又は改善の要請を行うことができます。
- 3 擁護委員は、前項の規定による勧告又は改善の要請が速やかに実施されるよう、市に対し必要な取組を実施するよう要請することができます。
- 4 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告し、公表するとともに、市に対し施策を提言することができます。
- 5 擁護委員は、保護者、施設関係者、地域住民などに協力を求めることができます。

（擁護委員に対する支援や協力）

第30条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

- 2 保護者、施設関係者、地域住民などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

第6章 雑則

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、第26条の規定により策定された行動計画とみなします。

第三期日進市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：日進市 健康こども部 子育て支援課

〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地

電話：0561-73-1049（直通）